

府中町 第3次障害者計画

.....

基本理念 障害のある人もない人も互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町



平成28年3月

府中町

はじめに

当町では、平成 19（2007）年3月に、「府中町第2次障害者計画」（平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 か年）を策定し、基本理念として、「すべての障害者が生きがいをもって暮らせる府中町」を掲げて、障害のある方への福祉施策を進めてまいりました。

この間、障害を取り巻く環境は、障害者福祉制度の変化、高齢化の進展、国連総会が採択した「障害者権利条約」の批准などがあり、大きく変化しています。

特に、平成 23（2011）年8月の障害者基本法の改正では、障害は社会のあり方との関係によっても生じるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害の概念や、その除去のための「合理的配慮」の概念が導入されました。

また、今後につきましても、平成 28（2016）年4月から障害者差別解消法が施行され、さまざまな分野において、障害者差別の禁止、合理的配慮が求められることとなり、障害者福祉制度は、変化を続けることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、このたび当町では、平成 28（2016）年度から平成 35（2023）年度までの 8 か年を対象とする障害者のための施策に関する基本的な計画として「府中町第3次障害者計画」を策定いたしました。

本計画では、『つながり』と『支え合い』を重要課題として、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を基本理念に定め、6つの基本目標に基づき、各種施策の実現に向けて取り組むこととしています。

この計画を実現していくためには、町民の皆様をはじめ、障害当事者を支援するボランティア、事業所、教育機関等の関係者が行政とともに、一丸となって連携、協働しながら、障害福祉を着実に推進していくことが重要であると考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見、御提言をいただきました府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、策定の前段として実施したアンケート調査に御協力をいただきました町民の皆様、また、調査やヒアリングに御協力をいただきました事業所や関連団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月



府中町長 和多利 義之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 障害者の動向	5
1 人口等の推移	5
2 障害者の状況	6
3 アンケート調査結果	9
4 団体ヒアリング結果	2 2
5 当町における課題	2 3
第3章 計画の基本的な考え方	2 5
1 基本理念	2 5
2 基本目標	2 5
3 施策体系	2 7
第4章 施策の展開	2 9
1 障害への理解促進と共生のために（理解促進・交流・情報提供）	2 9
2 生き生きと暮らすために（保健・医療・福祉）	3 5
3 とともに育ち学ぶために（療育・教育）	4 2
4 自立して暮らすために（雇用・就業）	4 5
5 安心して暮らすために（権利擁護・差別解消）	4 7
6 住みよいまちづくりのために（生活環境）	4 9
第5章 計画の推進と進捗管理	5 3
1 計画の推進体制・進捗管理	5 3
2 関係機関との連携	5 3
3 府中町障害者地域自立支援協議会との関係	5 3
4 住民参加の推進	5 3
5 財政的な基盤の確立	5 3
◆資料編	
1 府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿	5 5
2 府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	5 6
3 計画の策定経緯	5 8
4 用語解説	5 9

注：本文中*がついている単語は、資料編に用語解説があります。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における障害者施策は、昭和45年に成立した「心身障害者対策基本法」に基づき進められてきました。その後、「心身障害者対策基本法」は平成5年に「障害者基本法*」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者*を障害とするなどが盛り込まれ、大きく改正されました。平成14年には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定され、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある人々の活動促進、社会に参加する力の向上を図ること、福祉サービスの整備やバリアフリー*化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備が進められてきました。「障害者基本法」は平成16年に改正され、各自治体における「障害者計画」の策定義務化等が規定されました。

また、平成15年から身体障害児・者、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度*」から、「支援費制度*」へ移行し、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法*」が成立しました。これにより『障害福祉計画*』の策定も各自治体に義務付けられました。

また、近年国における障害者に関する法整備が進んでおり、平成23年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病*等を障害者の範囲に加えること、ケアホームのグループホーム*への一元化、重度訪問介護*と地域移行支援*の利用対象の拡大、「障害支援区分*」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）」が平成25年に新たに制定されました。その他に、「障害者虐待防止法*」（平成23年）、「障害者優先調達推進法*」、「障害者差別解消法*」、「障害者雇用促進法*」（平成25年）の成立等、障害者を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況の中、当町においては、平成10年に「府中町障害者計画」を策定し、その後、障害者を取り巻く現状の変化や課題を受け、平成18年には「府中町第2次障害者計画（平成18年度～平成27年度）」（以下、第2次計画）を策定しました。第2次計画では、障害者が社会の一員として地域の中で生活できるノーマライゼーション*の社会構築を目指し、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。その一方で、当町においても、障害者、介助者の高齢化、核家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化等が顕著となっています。

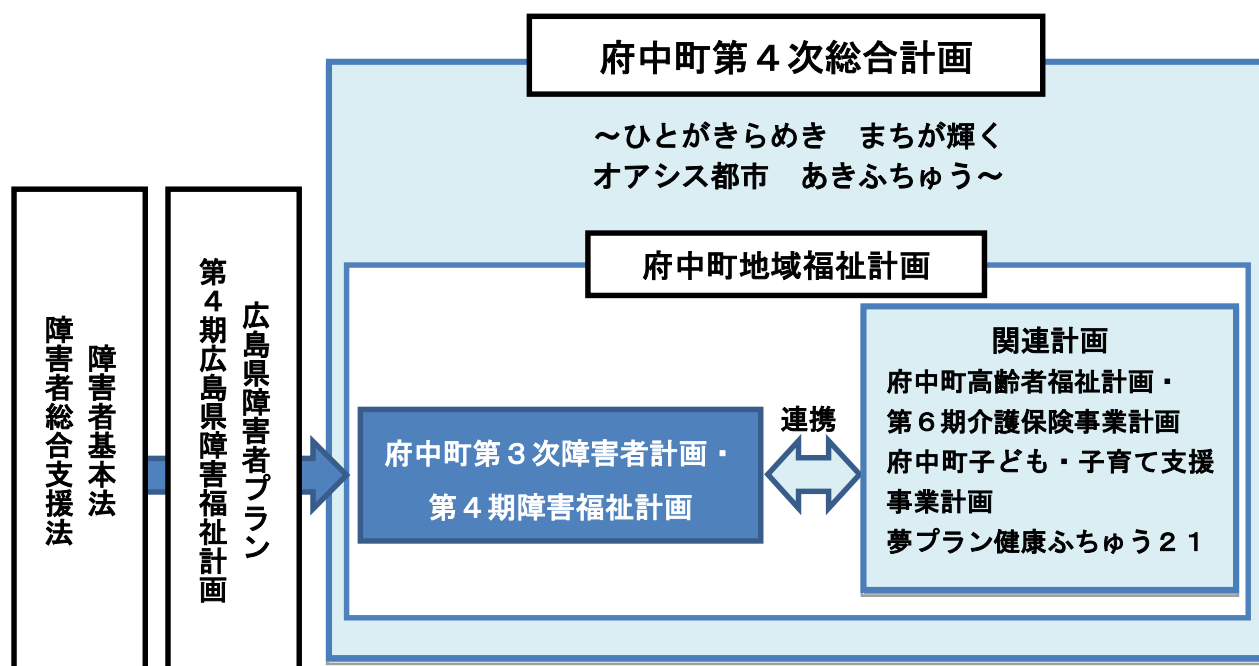
これらの状況を受け、国の新たな障害者に関わる法制度の改革や社会情勢の変化に対応する必要があるとともに、第2次計画が終期を迎えるため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に推進し、共生社会を実現するために「府中町第3次障害者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画*）として定めるものであり、当町の障害者施策の方向性等を示します。「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「障害福祉サービス*の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」（市町村障害福祉計画）として、障害福祉サービスの利用見込みや目標を定める実施計画です。

本計画の策定にあたっては、県の障害者施策における基本指針である「広島県障害者プラン」と「第 4 期広島県障害福祉計画」との整合性を図ります。また、当町における最上位計画であり、まちづくりの方針である「府中町第 4 次総合計画」、上位計画である「府中町地域福祉計画」の将来像、理念に基づくとともに、その他当町における関連計画と連携を図りながら策定します。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

「府中町第3次障害者計画」は、平成28年度から平成35年度までの8年間を計画期間とし、その実施計画である「第4期障害福祉計画」は平成27年度から3年間を計画期間とします。

【府中町の障害者計画策定経過】

区分 (年度)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者 計画	府中町第2次障害者計画																	
											府中町第3次障害者計画							
障害 福祉 計画	府中町障害 福祉計画																	
				第2期府中町 障害福祉計画														
							第3期府中町 障害福祉計画											
										第4期府中町 障害福祉計画								

4 計画の策定体制

(1) 審議会

本計画は、障害者・福祉関係団体、学識経験者等から構成される「府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、様々な見地から検討し、策定を進めました。

(2) アンケート調査・事業所調査

本計画の策定にあたり、障害者の現状や課題を把握し、今後の障害者への支援・施策へ反映するため、アンケート・事業所調査を実施しました。

	アンケート調査	事業所調査
調査対象	府中町に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人	府中町内で障害福祉サービスを実施している事業所
抽出方法	無作為抽出	事業所全て
配布数	1,500	15
回収数（有効回収率）	764（50.9%）	15（100.0%）
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成27年6月18日 ～ 平成27年7月6日	平成27年7月

（３）ヒアリング調査

本計画の策定にあたり、障害者を取り巻く状況や、支援の現状、支援団体の活動状況を把握し、今後の支援方法や施策を検討するために、障害者関連団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

	ヒアリング調査
調査対象	府中町内で活動している障害者関連団体（５団体）
実施日	平成 27 年 7 月 27 日・平成 27 年 7 月 29 日

（４）パブリックコメント*

本計画の策定にあたり、より幅広い町民の意見を聴取するために、パブリックコメントを実施しました。

	パブリックコメント
募集期間	平成 27 年 12 月 28 日～平成 28 年 1 月 24 日
計画案の周知方法	町ホームページへの掲載 福祉課窓口、役場 2 階ロビー、 府中南交流センター行政サービスコーナーにおける閲覧
意見の提出方法	窓口、郵送、FAX、メール
意見数	1 件（提出 10 名）
意見の公表場所	町ホームページ



第2章 障害者の動向

第2章 障害者の動向

1 人口等の推移

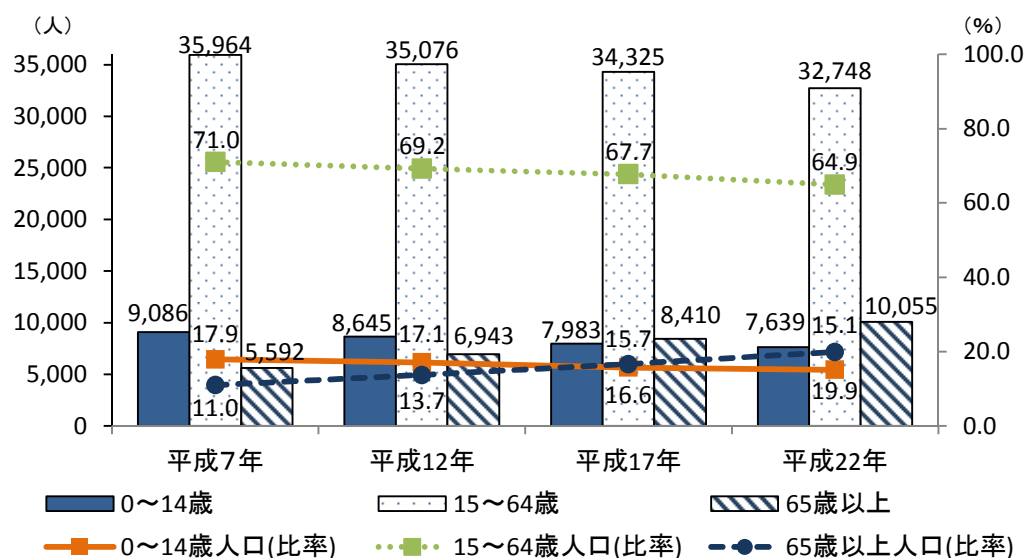
(1) 人口の推移

当町の総人口は、平成22年度で50,442人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢別の推移をみると0～14歳人口は減少し続け、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化がうかがえます。

※以下に出てくる数字は、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

【人口の推移】

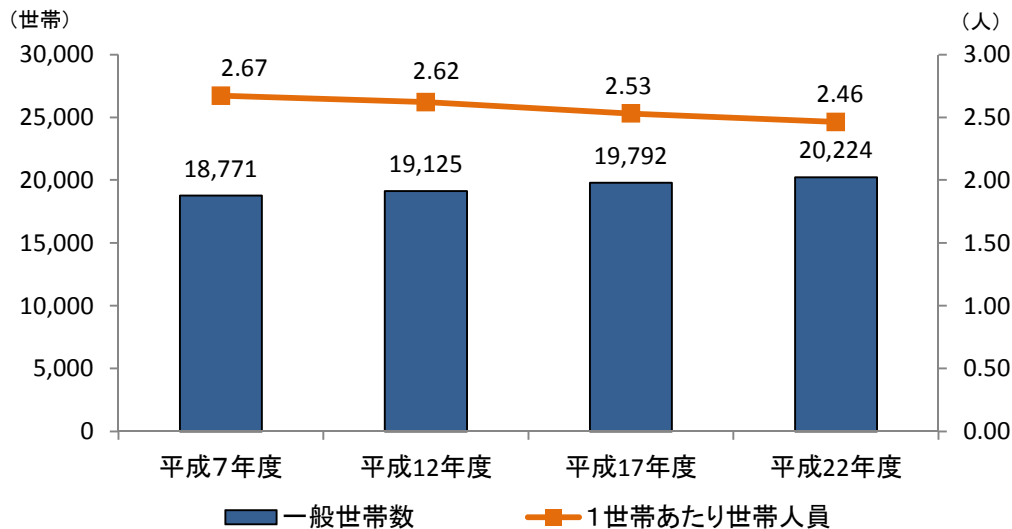


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 世帯数の推移

世帯数は、平成22年度で20,224世帯となっており、年々増加しています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少し続けています。

【世帯数の推移】



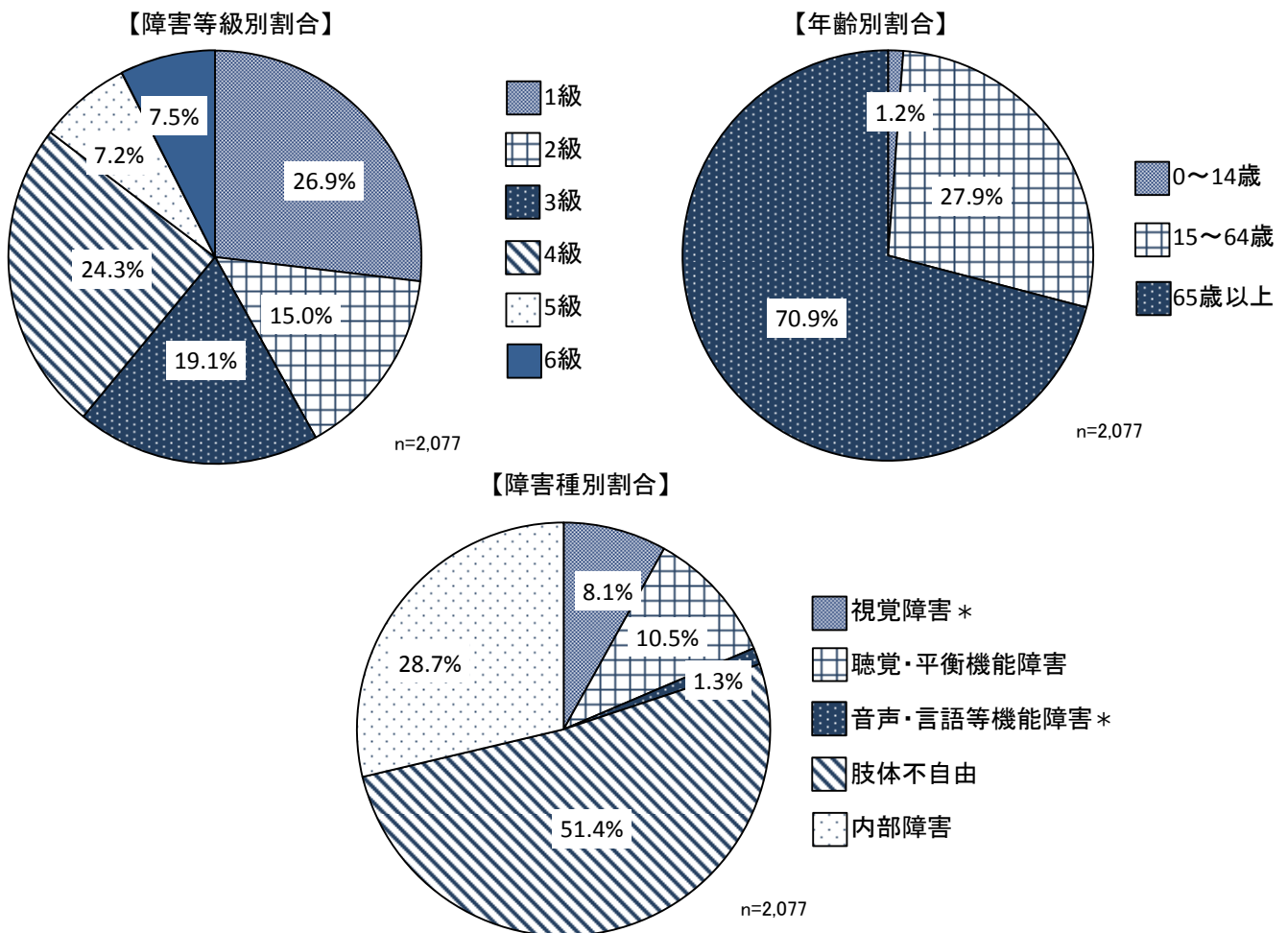
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 身体障害者数の内訳（平成 27 年 4 月 1 日現在）

身体障害者は、等級別にみると「1 級」が 26.9%と最も高く、ついで、「4 級」が 24.3%、「3 級」が 19.1%となっています。また、年齢別にみると、「65 歳以上」が 7 割以上となっています。

障害種別でみると、「肢体不自由*」が 51.4%と最も高く、ついで、「内部障害*」が 28.7%、「聴覚・平衡機能障害*」が 10.5%となっています。



資料：府中町福祉課

■年齢・障害者等級別身体障害者手帳所持者一覧

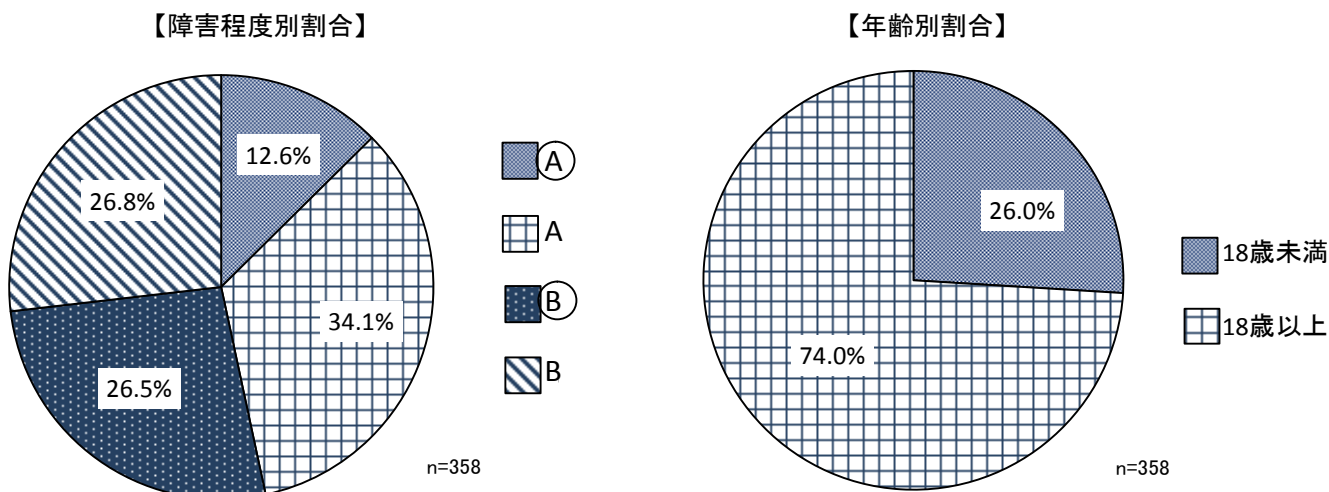
年齢・障害者等級別身体障害者手帳所持者数								
区分	単位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	全体
0～14 歳	人	10	6	3	2	2	2	25
	%	40.0	24.0	12.0	8.0	8.0	8.0	100.0
15～64 歳	人	180	102	93	125	38	41	579
	%	31.1	17.6	16.1	21.6	6.6	7.1	100.0
65 歳以上	人	368	204	301	378	110	112	1,473
	%	25.0	13.8	20.4	25.7	7.5	7.6	100.0
全体	人	558	312	397	505	150	155	2,077
	%	26.9	15.0	19.1	24.3	7.2	7.5	100.0

■年齢・障害種別身体障害者手帳所持者一覧

年齢・障害種別人数（重複あり）							
区分	単位	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語等 機能障害	肢体不自由	内部障害	全体
0～14 歳	人	4	4	0	12	5	25
	%	16.0	16.0	0.0	48.0	20.0	100.0
15～64 歳	人	50	77	5	296	151	579
	%	8.6	13.3	0.9	51.1	26.1	100.0
65 歳以上	人	115	137	21	759	441	1,473
	%	7.8	9.3	1.4	51.5	29.9	100.0
全体	人	169	218	26	1,067	597	2,077
	%	8.1	10.5	1.3	51.4	28.7	100.0

（２）知的障害者*の内訳（平成 27 年 4 月 1 日現在）

知的障害者は、障害程度別にみると、「 A 」が 34.1%と最も高く、ついで、「 B 」が 26.8%、「 ㊟ 」が 26.5%となっています。また、年齢別にみると、「18 歳未満」は 26.0%、「18 歳以上」は 74.0%となっています。

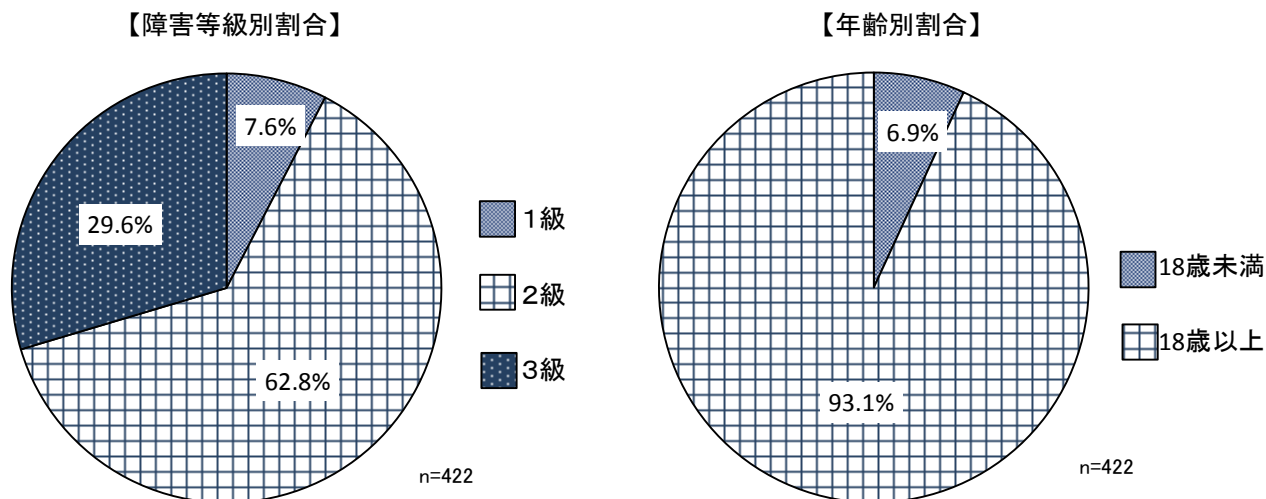


資料：府中町福祉課

年齢・障害程度別療育手帳所持者数							
区分	単位	単位	㊟	A	㊟	B	全体
18 歳未満	府中町	人	10	17	23	43	93
		%	10.8	18.3	24.7	46.2	100.0
	広島県	人	554	1,143	1,145	2,911	5,753
		%	9.6	19.9	19.9	50.6	100.0
18 歳以上	府中町	人	35	105	72	53	265
		%	13.2	39.6	27.2	20.0	100.0
	広島県	人	1,911	6,299	4,797	3,728	16,735
		%	11.4	37.6	28.7	22.3	100.0
全体	府中町	人	45	122	95	96	358
		%	12.6	34.1	26.5	26.8	100.0
	広島県	人	2,465	7,442	5,942	6,639	22,488
		%	11.0	33.1	26.4	29.5	100.0

(3) 精神障害者数の内訳（平成 27 年 4 月 1 日現在）

精神障害者は、障害程度別にみると、「2 級」が 62.8%と最も高く、ついで、「3 級」が 29.6%、「1 級」が 7.6%となっています。また、年齢別にみると、「18 歳未満」は 6.9%、「18 歳以上」は 93.1%となっています。



資料：府中町福祉課

年齢・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数					
区分	単位	1 級	2 級	3 級	全体
18 歳未満	人	1	18	10	29
	%	3.4	62.1	34.5	100.0
18 歳以上	人	31	247	115	393
	%	7.9	62.8	29.3	100.0
全体	人	32	265	125	422
	%	7.6	62.8	29.6	100.0

3 アンケート調査結果

(1) 障害者と介助者の現状

【障害福祉に関するアンケート調査】

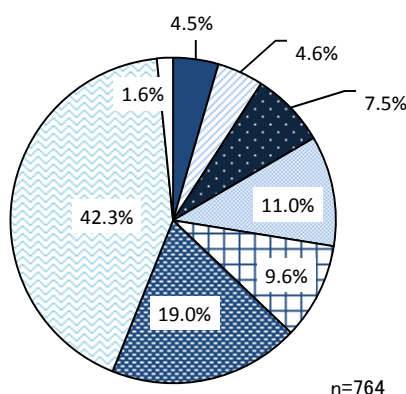
障害者の年齢は、「70 歳以上」が 42.3%と最も高く、介助者の年齢も、「70 歳以上」が 32.0%と最も高くなっています。また、障害者の健康状態は、「あまりよくない」が 23.7%、「よくない」が 10.9%となっており、介助者の健康状態は、「よくない」が 12.3%となっています。

障害者の日常生活における個々の動作での介助の必要性について、すべての項目で介助を必要とせず「ひとりで生活ができる」が 43.8%、「日常生活に介助が必要」が 50.8%となっています。

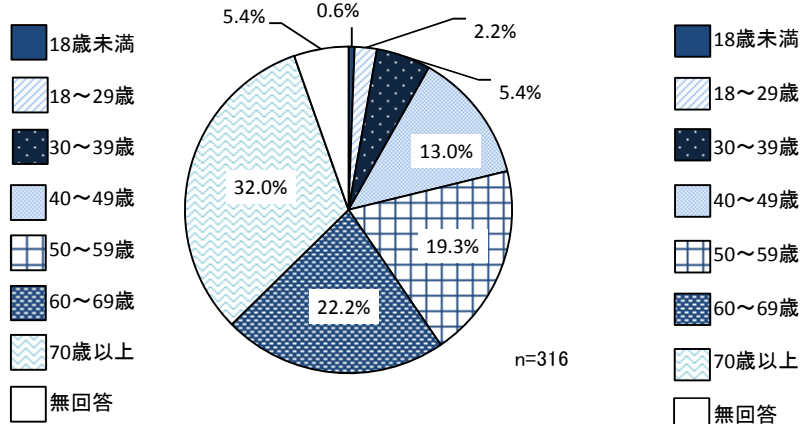
【まとめ】

障害者とその介助者はともに高齢化が進み、介助者の健康状態についても、よくないと感じている人の割合が1割程度であるため、将来的に介助が困難となった場合への支援を検討する必要があります。

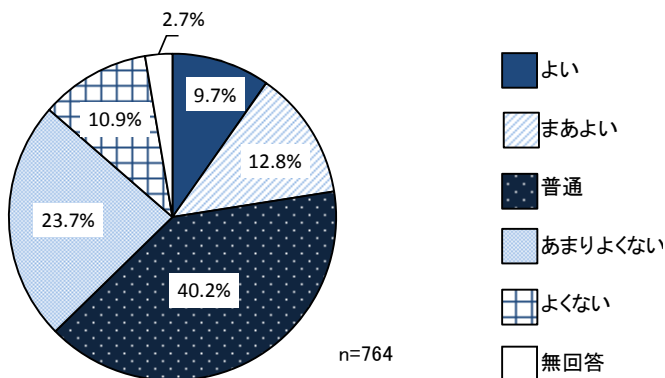
【障害者の年齢】



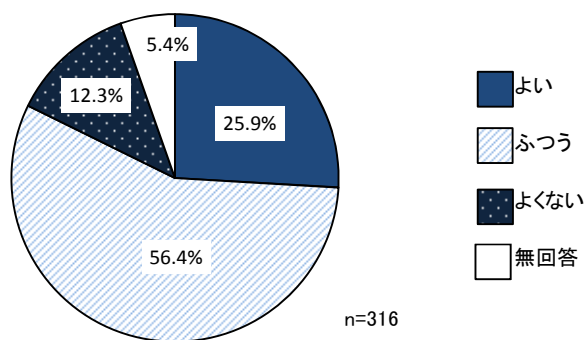
【介助者の年齢】



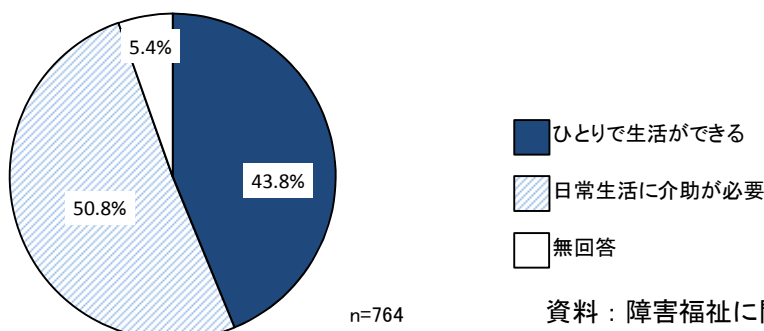
【障害者の健康状態】



【介助者の健康状態】



【日常生活での介助の必要性】



資料：障害福祉に関するアンケート調査

(2) 地域生活について

【障害福祉に関するアンケート調査】

障害者の現在の生活の満足度は、「満足」が36.8%と最も高くなっています。また、居住意向は、「家族と一緒に暮らしたい」が61.1%と最も高くなっています。

障害者が地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」(52.4%)が最も高く、ついで、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(38.2%)、「必要な在宅サービス*が適切に利用できること」(36.1%)が高くなっています。また、「障害者に適した住居の確保」の回答傾向が地域によって異なり、『府中』と『府中中央』では回答率が3割以上と高く、『府中東』と『府中南』では回答率が2割程度と低くなっています。

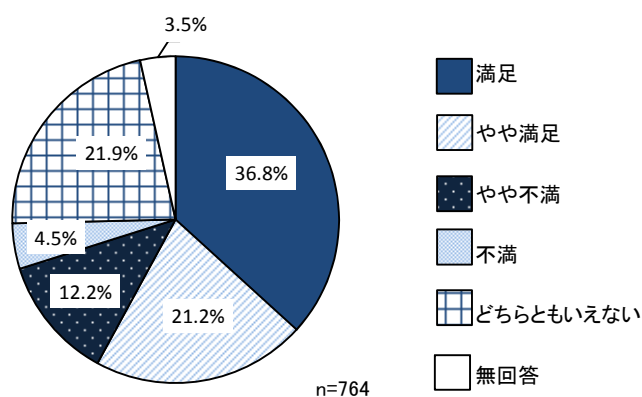
【事業所アンケート調査】

地域生活における条件について、「地域住民の理解」と「相談相手や相談機関の充実」が86.7%と最も高くなっています。ついで、「介助者の確保」と「生活費の確保」が73.3%となっています。

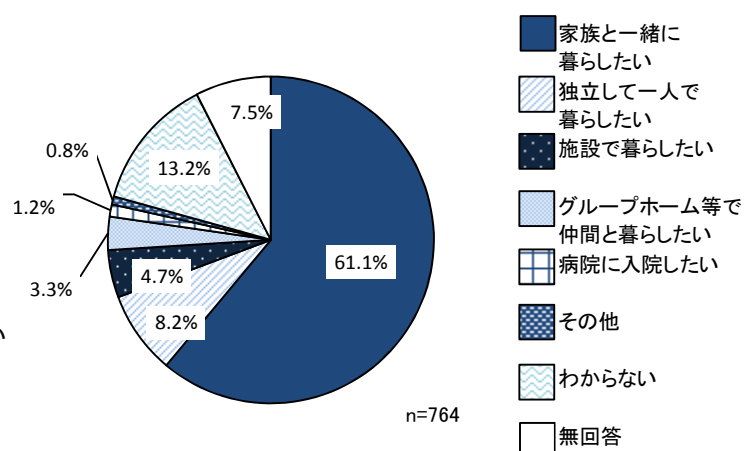
【まとめ】

障害者の半数以上が家族と暮らすことを望んでいます。障害者が地域で暮らすことについては、障害者や家族は経済的な負担を軽減すること、事業所は地域住民の理解を重視しています。また、府中、府中中央では、障害者に適した住居が求められており、地域ごとのニーズに対応する必要があります。

【現在の生活の満足度】



【居住意向】



【地域で生活するために必要な支援】

(単位：%)

		サンプル数	経済的な負担の軽減	在宅医療に必要とされること	必要な在宅サービスが適切に利用できること	相談対応等の充実	障害者に適した住居の確保	地域住民等の理解	生活訓練等の充実	その他	無回答
全体		764	52.4	38.2	36.1	29.5	26.8	22.3	16.5	2.1	9.8
地域別	府中北	130	53.8	40.8	36.2	33.8	25.4	20.0	16.9	1.5	12.3
	府中	124	52.4	31.5	37.1	26.6	31.5	25.0	16.9	3.2	11.3
	府中東	125	52.8	36.0	36.8	23.2	19.2	21.6	14.4	1.6	10.4
	府中中央	163	49.1	40.5	36.2	31.9	34.4	22.1	19.0	1.2	8.0
	府中南	207	53.1	40.1	35.3	30.4	23.7	21.7	14.5	2.4	7.7

資料：障害福祉に関するアンケート調査

【地域生活における条件】

(単位：%)

	サ ン プ ル 数	解 地 域 住 民 の 理	談 相 機 談 関 相 の 手 充 や 実 相	介 助 者 の 確 保	生 活 費 の 確 保	ホ 備 入 ー (居 ム グ 宅 な ル の ど) プ 整	生 外 活 出 環 し 境 や す い	医 在 療 宅 体 で 制 可 能 な
全体	15	86.7	86.7	73.3	73.3	66.7	60.0	60.0
		の 施 近 確 設 く 保 や に 作 通 業 え 所 所	生 活 費 の 管 理	験 外 場 泊 所 訓 の 練 確 ・ 保 体	書 約 住 等 に 宅 の 伴 の 支 う 賃 援 保 貸 証 契	フ 住 リ 宅 ー の 化 バ リ ア	そ の 他	無 回 答
		53.3	46.7	40.0	20.0	13.3	6.7	6.7

資料：事業所アンケート調査

(3) 就労について

【障害福祉に関するアンケート調査】

障害者の仕事で困ることについて、「収入が少ない」が39.1%と最も高くなっています。

障害者の就労支援に必要なことについて、「職場の障害者理解」が36.3%と最も高くなっています。また、障害種別でみると、『療育手帳』所持者は、「職場の障害者理解」(50.0%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(32.4%)、「職場で介助や援助等が受けられること」(36.3%)が高くなっており、『精神障害者保健福祉手帳』所持者は、「職場の障害者理解」(46.3%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(39.7%)、「仕事についての職場外での相談対応、支援」(28.9%)が高くなっています。

【事業所アンケート調査】

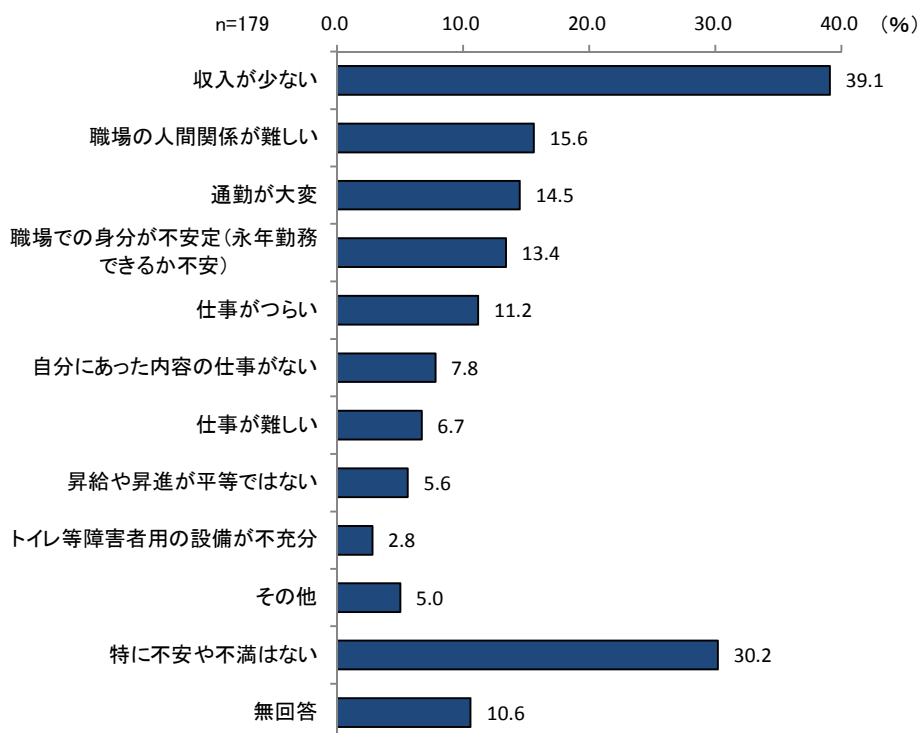
障害者の就労のために充実してほしい取り組みについて、「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」が86.7%と最も高くなっています。ついで、「障害者が仕事をするうえでの援助をする人(ジョブコーチ*)を充実する」と「仕事をするための訓練や講習などを充実する」がともに80.0%と高くなっています。

【まとめ】

障害者の就労について、障害者は仕事をする上での困難なこととして、低収入といった経済的な面とともに、障害者に対する周囲の理解が進んでいないと考えています。また、事業所は、企業等による雇用の促進を必要としています。地域の人々が障害者に対する理解を深め、雇用を進めるとともに、給与等の雇用条件・環境を整えることが必要です。

また、事業所では、ジョブコーチの充実等、就労・就労後の支援も必要としています。同様に、知的障害者(療育手帳所持者)は、就労後の支援等を重視しています。障害の種類によって必要とする支援が異なるため、特性に応じた支援方法を検討する必要があります。

【障害者の仕事で困ること】



資料：障害福祉に関するアンケート調査

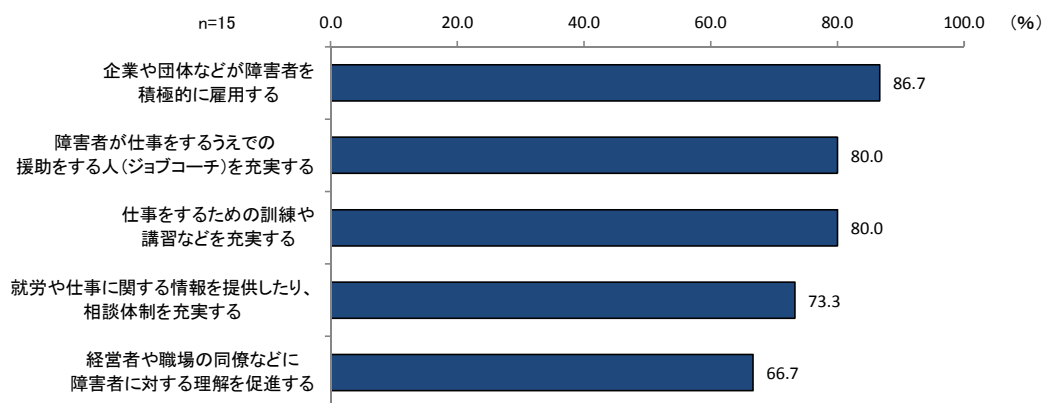
【障害者の就労支援に必要なこと】

(単位：%)

		全体	職場の障害者理解	企業における理解	短時間勤務や勤務日数の配慮	通勤手段の確保	就業後のフォローアップなど 職場と支援機関の連携	職場で介助や援助等が受けられること	仕事についての職場外での相談対応、支援	在宅勤務の拡充	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	企業ニーズに合った就業訓練	その他	無回答
全体		764	36.3	20.5	19.8	19.0	16.5	13.9	13.5	10.7	9.0	8.8	2.2	33.4
障害種別	身体障害者手帳	569	32.3	19.9	17.6	18.6	13.2	12.3	10.5	10.4	11.1	7.7	1.6	38.5
	療育手帳	102	50.0	22.5	13.7	25.5	32.4	36.3	18.6	9.8	5.9	10.8	2.0	17.6
	精神障害者保健福祉手帳	121	46.3	20.7	39.7	18.2	20.7	10.7	28.9	11.6	4.1	7.4	5.0	19.0
	難病	34	23.5	17.6	23.5	17.6	11.8	14.7	14.7	17.6	5.9	14.7	0.0	38.2
	高次脳機能障害*	12	41.7	8.3	16.7	8.3	8.3	25.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	50.0
	発達障害*	20	65.0	15.0	35.0	15.0	35.0	30.0	50.0	20.0	5.0	10.0	0.0	10.0
	その他	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3

資料：障害福祉に関するアンケート調査

【障害者の就労のために充実してほしい取り組み（上位5位）】



資料：事業所アンケート調査

(4) 障害福祉サービスについて

【障害福祉に関するアンケート調査】

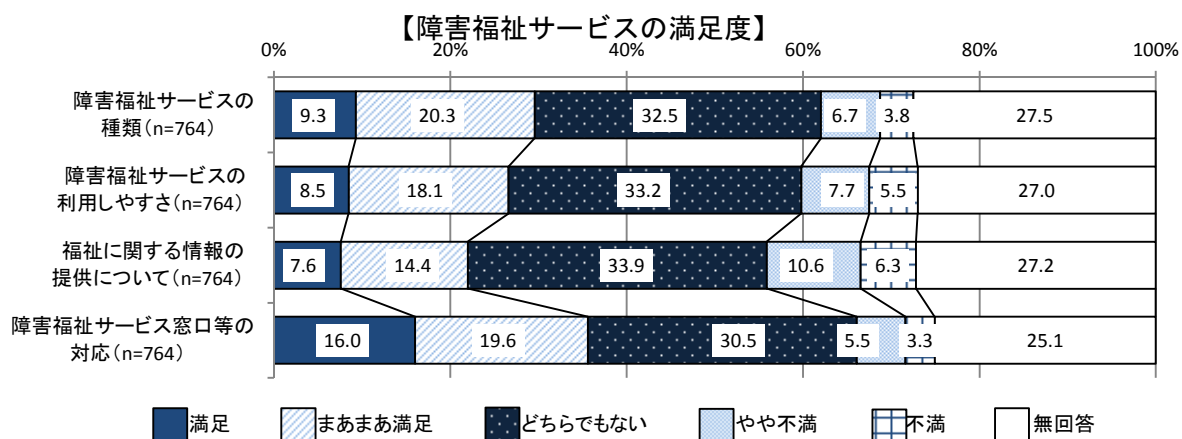
障害福祉サービスの満足度について、『障害福祉サービス窓口等の対応』で「満足」もしくは「まあまあ満足」との回答が最も高く、『福祉に関する情報の提供について』で「不満」もしくは「やや不満」との回答が高くなっています。

障害福祉サービスに今後希望することは、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が46.5%と最も高く、ついで、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が29.3%と高くなっています。

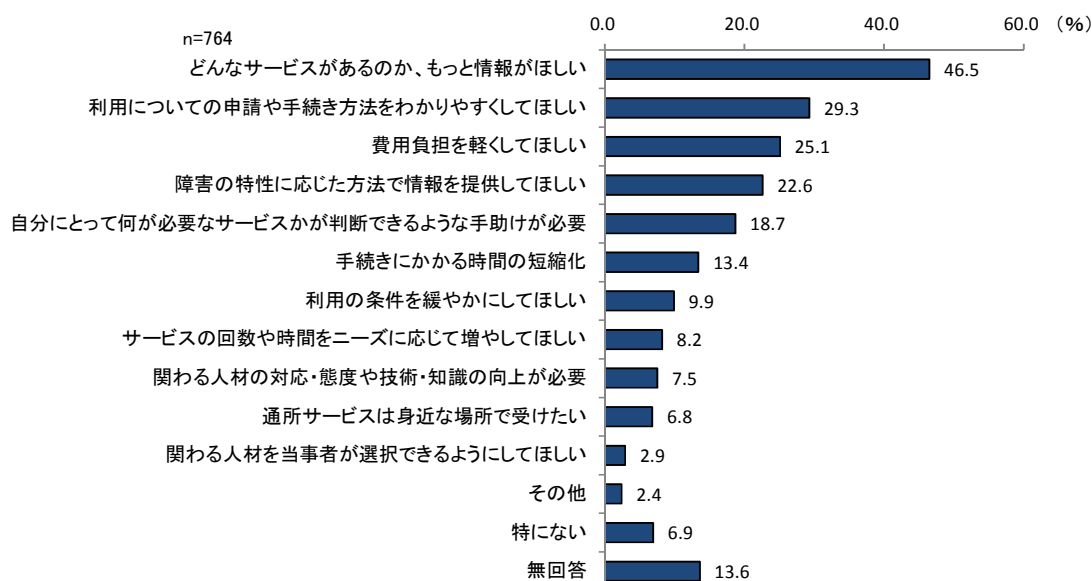
今後充実してほしい情報は、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が45.7%と最も高く、ついで、「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」が41.5%と高くなっています。

【まとめ】

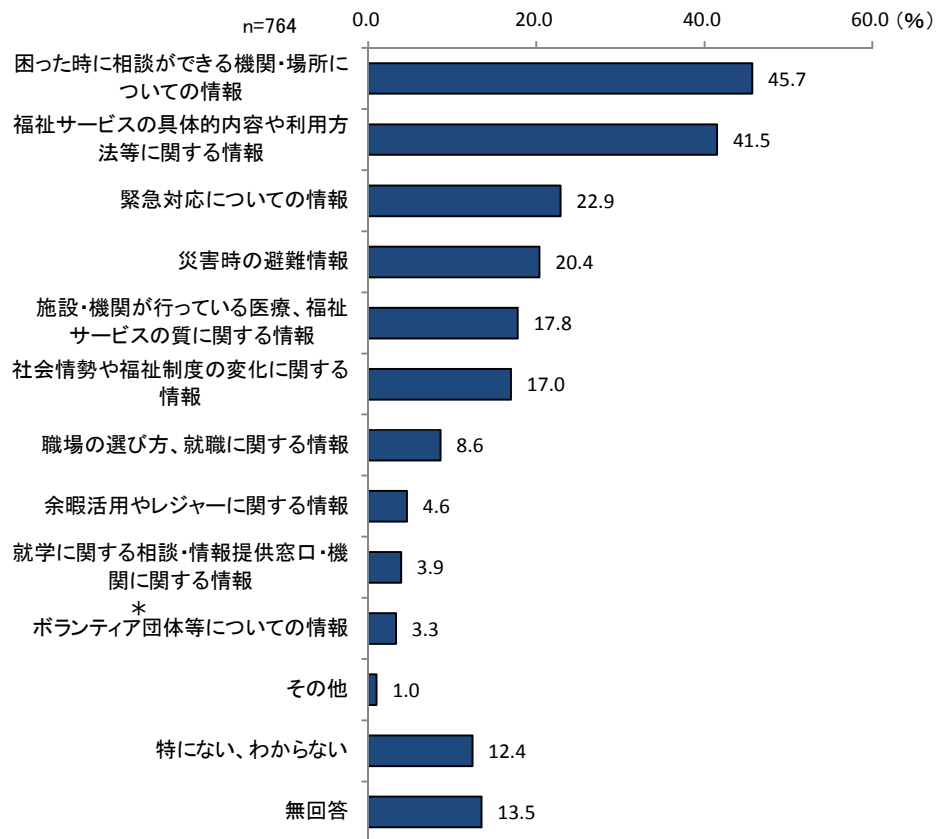
障害福祉サービスについて、情報提供が不十分との意識が高く、今後は町で実施されているサービスやその利用方法、相談先に関する情報の充実が求められています。



【障害福祉サービスに今後希望すること】



【今後充実してほしい情報】



資料：障害福祉に関するアンケート調査



(5) 事業所について

【事業所アンケート調査】

①相談支援事業の利用状況

相談支援事業において、利用者数は、「委託相談事業」では減少しており、「計画相談支援*」が増加しています。

〔委託相談事業〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	0	1	1
50～99	1	0	0
100～149	1	0	1
150以上	0	1	0
無回答	3	3	3
合計(人)	205	172	137

〔計画相談支援〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	2	2	1
50～99	0	2	2
100～149	0	0	1
150以上	0	0	0
無回答	3	1	1
合計(人)	7	161	264

〔地域移行支援〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	0	0	0
50～99	0	0	0
100～149	0	0	0
150以上	0	0	0
無回答	5	5	5
合計(人)	0	0	0

〔地域定着支援*〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	0	0	0
50～99	0	0	0
100～149	0	0	0
150以上	0	0	0
無回答	5	5	5
合計(人)	0	0	0

※1事業所は平成27年度開設のため、実績なし。

資料：事業所アンケート調査

②就労支援事業*の利用状況

就労支援事業において、「実利用人員」はほぼ横ばいで、「うち新規利用者数」は平成25年に減少しましたが、平成26年にはわずかに増加しています。

〔実利用人員〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	0	0	0
10～19	0	0	0
20～29	0	1	1
30以上	2	1	1
無回答	0	0	0
合計(人)	80	80	81

〔うち新規利用者〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	2	2
10～19	1	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	0	0	0
合計(人)	18	5	9

〔退所者数〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	2	2	2
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	0	0	0
合計(人)	6	8	6

資料：事業所アンケート調査

③就労支援事業の退所者の内訳

就労支援事業の退所者について、「一般就労」は平成25年から平成26年にかけて減少しており、「就労支援施設」と「その他通所施設」は横ばいとなっています。

〔一般就労〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	0
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	1	1	2
合計(人)	1	3	0

〔就労支援施設〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	2	2
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	1	0	0
合計(人)	1	2	2

〔その他通所施設〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	1
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	1	1	1
合計(人)	1	1	1

〔どこにも通わず自宅に居る〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	2
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	1	1	0
合計(人)	1	1	2

〔入院、転居、死亡等〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	1
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	1	1	1
合計(人)	2	1	1

〔不明〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	0	0	0
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	2	2	2
合計(人)	0	0	0

資料：事業所アンケート調査

④障害児通所支援*の利用状況

障害児通所支援において、「実利用人員」は増加しており、「うち新規利用者」は平成25年から平成26年にかけて減少しています。

〔実利用人員〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	4	4	4
50～99	1	2	3
100～149	0	0	0
150以上	0	0	0
無回答	2	1	0
合計(人)	154	272	321

〔うち新規利用者〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～49	5	5	7
50～99	0	1	0
100～149	0	0	0
150以上	0	0	0
無回答	2	1	0
合計(人)	68	162	87

〔退所者数〕

	(事業数)		
	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	4	5	5
10～19	0	0	1
20～29	1	0	1
30以上	0	1	0
無回答	2	1	0
合計(人)	38	62	54

資料：事業所アンケート調査

⑤障害児通所支援事業の退所者の内訳

障害児通所支援事業の退所者について、「就学に伴い放課後等デイサービス*へ移行」と「町内その他障害児通所支援」は平成 25 年から平成 26 年にかけて減少しており、「町外の障害児通所支援」、「障害者通所支援」は増加しています。

〔就学に伴い放課後等デイサービスへ移行〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	1
10～19	0	0	0
20～29	1	0	1
30以上	0	1	0
無回答	5	5	5
合計(人)	24	32	27

〔町内その他障害児通所支援〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	3	4	3
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	4	3	4
合計(人)	2	5	4

〔町外の障害児通所支援〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	2	2	3
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	5	5	4
合計(人)	4	3	10

〔障害者通所支援〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	1	1	2
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	6	6	5
合計(人)	0	0	2

〔その他（利用中止・転居・入院・死亡等）〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	4	4	3
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	3	3	4
合計(人)	7	15	8

〔不明〕

(事業数)

	平成24年	平成25年	平成26年
0～9	2	2	3
10～19	0	0	0
20～29	0	0	0
30以上	0	0	0
無回答	5	5	4
合計(人)	1	7	3

資料：事業所アンケート調査



⑥運営の課題

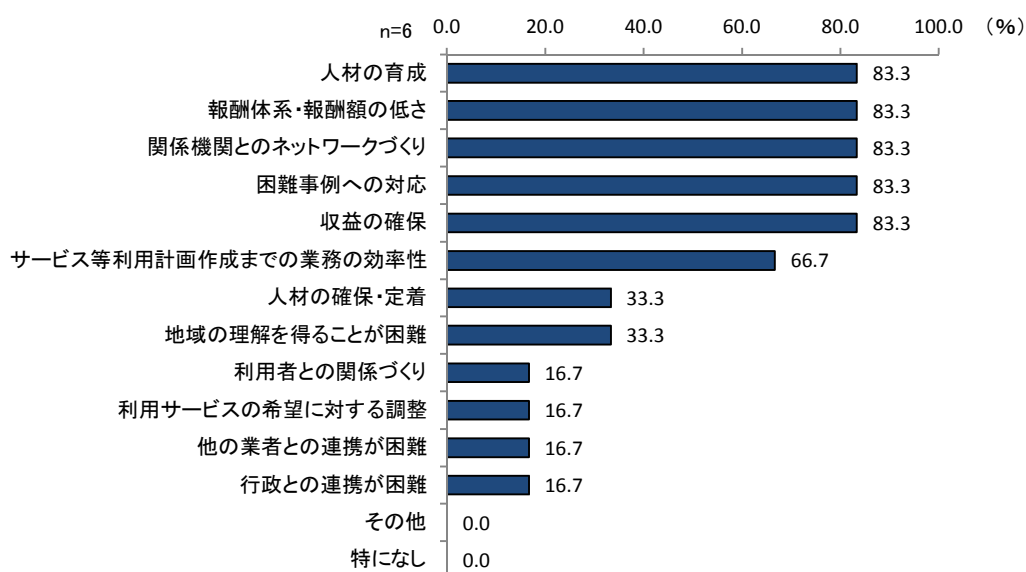
【事業所アンケート調査】

事業所運営の課題について、相談支援事業では、「人材の育成」と「報酬体系・報酬額の低さ」、「関係機関とのネットワークづくり」、「困難事例への対応」、「収益の確保」が83.3%と最も高くなっています。

就労支援事業・障害児通所支援事業では、「人材の確保・定着」が100.0%と最も高く、ついで「人材の育成」（88.9%）が高くなっています。

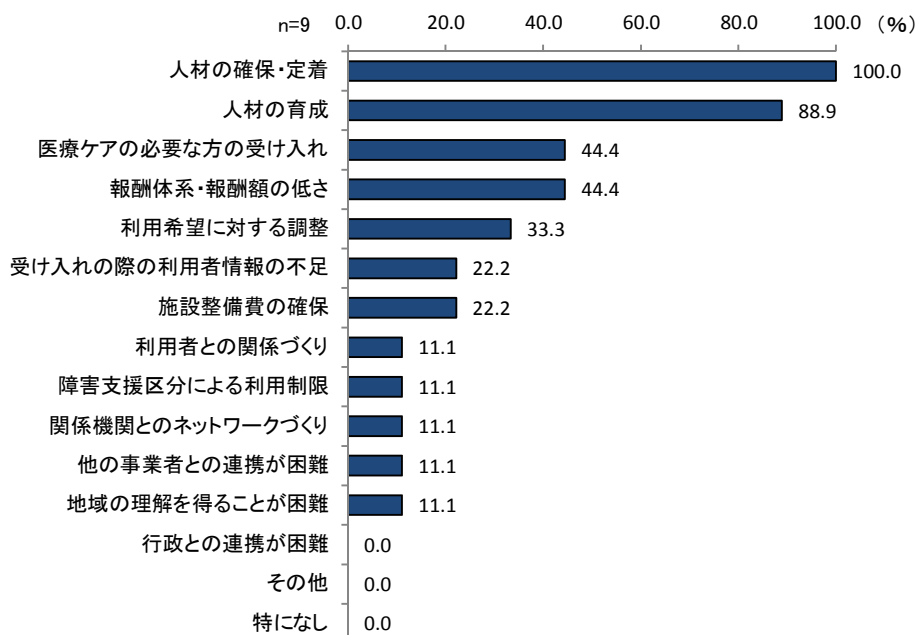
事業の種類にかかわらず、「人材の育成」が課題となっています。相談支援事業では、経済面や他機関との連携等、課題が多岐にわたっています。一方で、就労支援事業と障害児通所支援事業では、人材面の課題が特に取り上げられています。

【相談支援事業】



資料：事業所アンケート調査

【就労支援事業・障害児通所支援事業】



資料：事業所アンケート調査

⑦サービスの質・量の確保に向けた課題

【事業所アンケート調査】

サービスの質・量の確保に向けた課題について、主な意見を下表にまとめました。

運営における課題と同様に、人材育成・確保が課題であるという意見が多く、サービスの質の向上には、専門的知識や技術を持った人が必要であり、その育成・確保が事業所のみでは難しくなっています。

また、サービス利用方法の多様性、提供の効率化等の利用者への対応や、事業所内外との連携も課題として挙がっています。

○人材育成・確保	
	フォローアップ等がなく質の向上が事務所任せである。マネジメント*や専門的知識が得られる機会が必要。(相談支援事業)
	従業員を全て正規職員とし、サービスの質を確保するための人材確保が課題。(障害児通所支援事業)
	質の高い専門家を確保するための人件費が課題。専門的な指導ができる人材育成のために研修やネットワーク作りを行っている。(障害児通所支援事業)
	事業所内だけでの人材育成には限界がある。(障害児通所支援事業)
○利用者への対応	
	事業所として成り立つために件数をこなす必要があるため、短い時間で効率的に支援・対応することが課題となっている。(相談支援事業)
	サービスの利用方法が多様多様となっており、対応することの難しさを感じている。(障害児通所支援事業)
○連携・共有	
	個別支援によって課題を抽出し、専門部会等の検討、地域ケア会議*での提起という過程が利用者や地域住民にわかりにくい。(就労支援事業)
	サービス提供とは何であるかを連携して考える場があればいい。(障害児通所支援事業)

(6) 権利擁護・虐待等について

【障害福祉に関するアンケート調査】

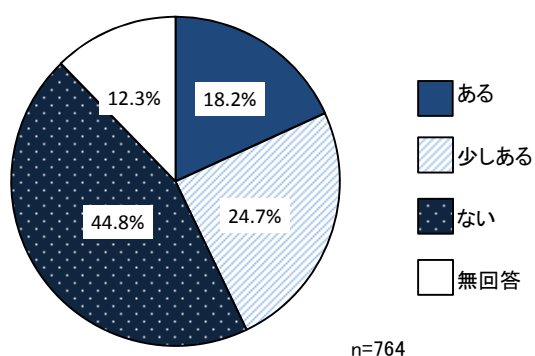
差別や嫌な思いをする(した)ことがある人は、「ある」と「少しある」の回答を合わせて4割程度、虐待を受けたと感じたことがある人は8.4%となっています。虐待を受けた際の相談先としては、「家族」が37.5%と最も高く、ついで、「誰にも相談できなかった」が32.8%と高くなっています。

成年後見制度*について、「名前も内容も知らない」が30.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.5%と、半数以上が制度の内容を知らない状態です。

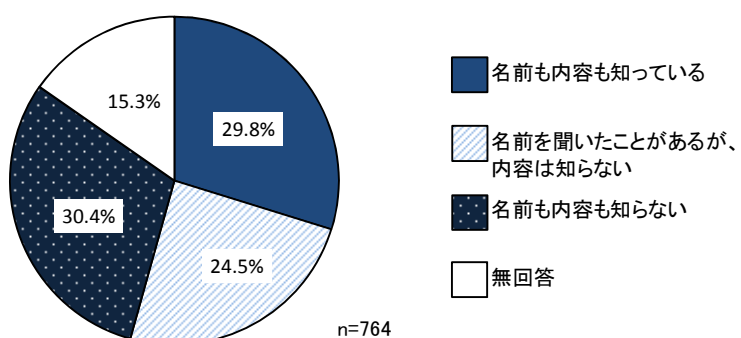
【まとめ】

アンケート回答者のうち、およそ4割の人が差別を受けた経験があり、およそ1割の人が虐待を受けたと感じています。また、そのうち3割以上の人が、相談できなかったと回答しており、相談先の情報提供や利用方法の周知が必要です。また、成年後見制度について、認知度が低く、今後より一層の利用を促すために周知を行う必要があります。

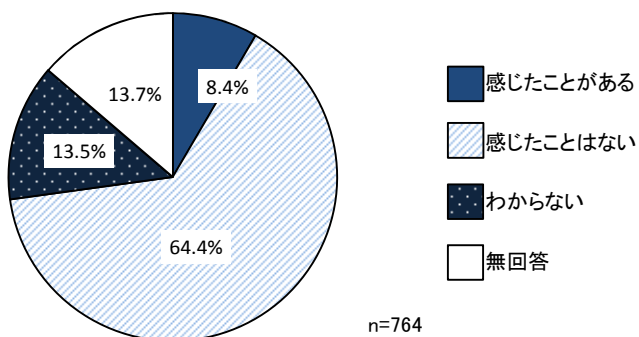
【差別や嫌な思いをする（した）ことの有無】



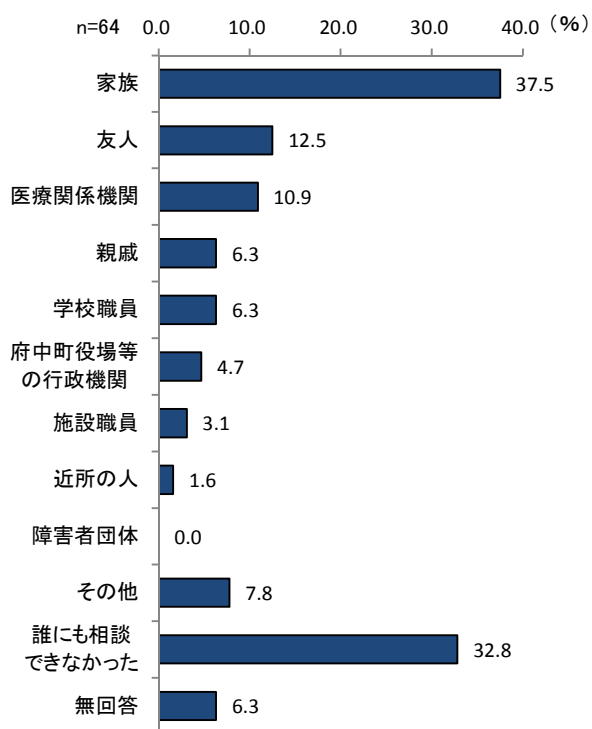
【成年後見制度の認知度】



【虐待を受けたと感じたことの有無】



【虐待を受けたと感じた時の相談先】



資料：障害福祉に関するアンケート調査

（７）災害時の対応について

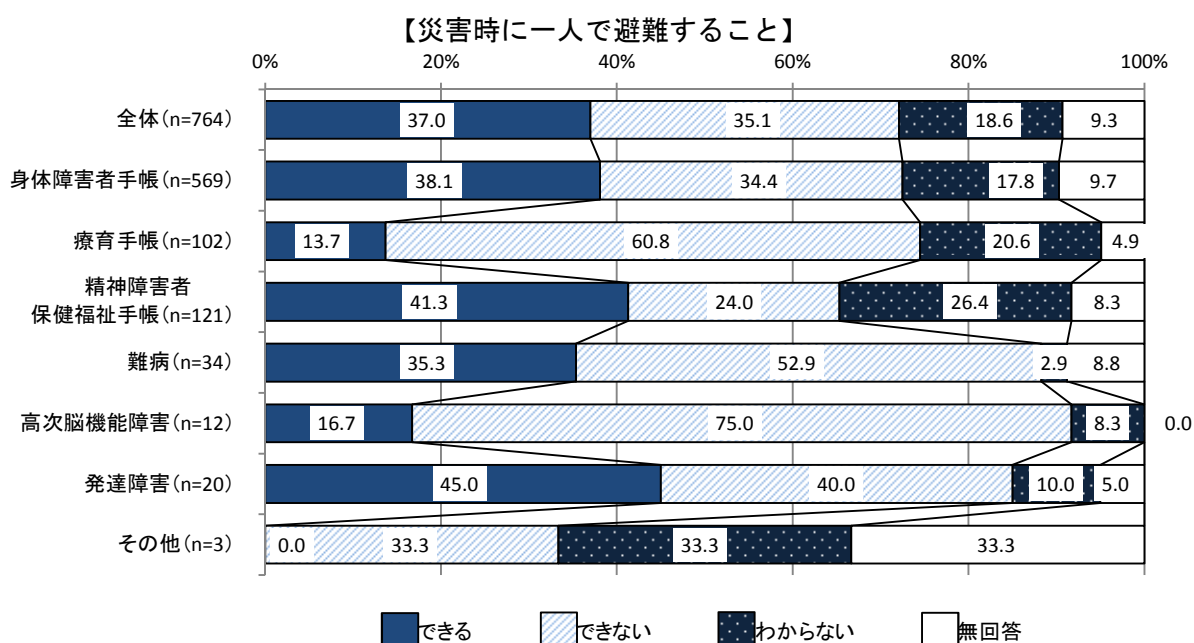
【障害福祉に関するアンケート調査】

災害時について、一人で避難することが「できない」、もしくは避難できるかが「わからない」と答えた人を合わせ、およそ半数以上が一人で避難することが困難となっています。また、障害種別でみると、特に、「療育手帳」所持者、「難病」、「高次脳機能障害*」の人が、一人で避難することが「できない」との割合が高くなっています。

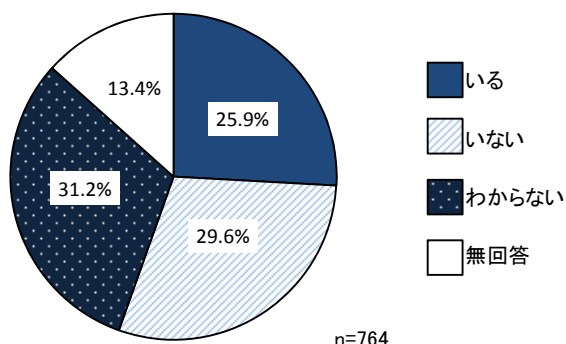
災害時における援助についても、家族が不在時に、近所の人に助けてくれる人が「いない」、もしくは「わからない」と答えた人が合わせて6割以上となっています。

【まとめ】

一人で避難をすることができない障害者が多く、障害者の所在を把握することや、近隣の人からの援助が得られるよう、災害時の支援体制を整備することが必要です。



【家族が不在時に、近所に助けてくれる人の有無】



資料：障害福祉に関するアンケート調査

4 団体ヒアリング結果

(1) 人材の課題について

会員数の減少と高齢化の問題が多くで多くの団体で挙げられています。大会等の体力が必要な行事もあることから、今後も活動を継続するにあたって、特に若い世代の活動への参加が重要です。しかし、実際は障害者・介助者がともに高齢化していることや、就労者が活動へ参加する時間を取れないこと、福祉サービスの充実から団体への参加の必要性が低くなっていること等から、全体的に団体への参加者が減少しています。また、個人情報保護の観点から、団体が活動に参加していない障害者の情報を得られないため、団体に所属していない人への働きかけができないことも、会員増加が困難な一因となっています。

今後も関連団体の活動を継続するためには、活動への住民参加を促進する必要があります。そのために障害者もしくはその家族が就労していても活動へ参加しやすい環境づくりや、活動団体の情報をより多くの町民へ発信することが望まれています。

(2) 運営の課題について

研修会や講座等を実施するにあたって、費用等の経済的困難や、参加者が集まりにくいといった課題が挙げられています。参加者が集まりにくい原因としては、障害者の特性、程度、年齢等が多様であり、それぞれの関心、困難が異なるため、テーマを定めることが困難であることや、情報発信が不十分といった点があります。一方で、活動の幅を広げることによって、異なる世代の人から将来的にアドバイスを獲得することが考えられるとともに、同じ状況の人と知り合う機会を得られることから、町内外の団体と協働、交流することが求められています。

(3) 町との連携について

団体が町と連携することで、それぞれが単独で活動するよりも効果的な結果が期待できます。特に情報発信については、多くの団体が希望しており、団体が把握できていない町内の障害者に対して、町が情報を発信する際に、団体の活動内容や、参加の呼びかけを強化することが望まれます。また、町職員が団体の活動に参加することで、障害者の現状や困難を感じる点が共有されるため、課題に応じた支援が期待できます。障害者への働きかけが期待される一方で、障害者だけでなく、一般町民に対する障害や症状への理解促進が重要であると考えられており、団体と町がともにより効果的な啓発方法を検討する必要があります。



5 当町における課題

(1) 障害者と家族の高齢化

障害者とその家族の多くが高齢であり、また、障害者関連団体における構成員についても高齢化が進んでいます。家族の介助が困難となった場合や、親亡き後に障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、生活や意思決定等に関する支援・サービスを充実するとともに、必要な情報提供を受けられる環境づくりが必要です。

(2) 生活・就労

多くの障害者が今後も地域で家族と共に暮らすことを望んでいます。しかし、障害者が地域で生活するためには、経済的な負担を軽減することや、地域住民の障害者についての理解や障害に関する知識の普及が必要です。また、グループホーム等の施設を整備することや、障害者が生活することに適した住居が求められている地域もあります。

就労に関しても、職場の障害者理解や企業における障害者の雇用について支援が必要という意見が多く、また、現在の収入が少ないことが課題として挙げられています。

住み慣れた地域で障害者が暮らし続けることができるよう、地域住民や企業に対する障害者への理解促進のための機会や活動、交流の場を設ける必要があります。また、グループホーム、住居等のハード面が不十分な点について、整備を進めることが求められています。

(3) 情報提供

障害福祉サービスの種類、成年後見制度等の利用可能な制度の内容について、情報提供を求める意見が多いため、障害の現状や特性ごとに必要とするサービスや制度の情報の発信に努めることが望めます。また、より多くの人が情報共有できるよう、情報提供方法の検討や、多様な媒体の活用等、効果的な情報発信を検討する必要があります。

また、一部の障害者は、虐待や差別等を受けた経験があり、虐待については、その事実を相談することができなかったことが少なくありません。困難が生じた際の相談先について、情報提供を行うとともに、障害者の権利擁護を推進することが必要です。



（４）障害福祉サービス事業所・障害者関連団体の運営

当町において、障害福祉サービスを実施する事業所の多くが、専門性の高い人員の確保や育成等の人材に関する課題を抱えています。また、障害者を支援する障害者関連団体においても、その構成員が高齢化してきており、若い世代や活動に継続的・積極的に関わる人員を必要としています。

障害の特性が多様化し、様々なニーズが生じていることから、行政のみではなく、障害者に関わる事業所・団体による支援も必要とされています。そのサービス提供や支援活動が継続して実施されるよう、側面的な支援を行うことが求められています。

（５）避難・安全対策

障害者、高齢者は、災害時に自力で避難することが困難であり、当町においても災害時にひとりで避難することができない、周りに助けてくれる人がいないという意見が多くなっています。安否確認や、避難方法、災害時における情報伝達方法を検討するとともに、行政のみでなく、地域で助け合いができるよう、ネットワークを構築することが重要です。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

当町は、「第2次計画」において、「すべての障害者が生きがいを持って生活できる府中町」を基本理念とし、障害者が住み慣れた地域において、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者福祉の増進を図るとともに、町民と一体となって障害者を支える人づくり、まちづくり、社会づくりを進めてきました。

国は、平成23年に改正した「障害者基本法」において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と示しています。これに基づき、「広島県障害者プラン」（平成26年）では、ライフステージ*を通じた障害当事者の暮らしやすさについての視点で、障害者が社会を構成する一員として尊重される共生社会の実現を目指し、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現します。」と基本理念を定めています。

本計画では、国や県の目指す将来像を踏まえ、第2次計画の理念を継承するとともに、当町における現状や課題を踏まえ、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を基本理念とします。

障害のある人もない人も、

互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標に基づき、各種施策に取り組みます。

（1）障害への理解促進と共生のために（理解促進・交流・情報提供）

障害に関する知識の普及や、様々な場面で障害者に関する啓発・広報活動を行い、理解促進を図ります。

障害者が障害やサービスに関する情報を十分に受け取ることができるよう、情報提供の充実を図るとともに、障害の特性に応じた情報提供方法を検討し、様々な媒体を活用して情報発信を行います。

教育と福祉の連携のもと、福祉教育を推進し、子どもと障害者の交流の機会を提供し、相互理解を深めます。

地域住民より障害者が支援を受けられる環境を整備するとともに、障害者を支援する団体が継続して活動を実施できるよう、ボランティアの育成・支援を行います。

障害者が生きがいをもって生活し、当町における社会参加を推進するため、コミュニケーション支援や、レクリエーション活動の充実を図ります。

（２）生き生きと暮らすために（保健・医療・福祉）

障害の重度化、重複化、二次障害を防止するため、疾病の早期発見、適切な対応を可能とする予防・治療体制を充実します。

障害のある人が適切な支援を受け、自立できるよう、医療費等の給付に関する制度の普及、相談支援体制の整備、経済的支援の充実に努めます。また、障害者が住み慣れた地域での生活を選択できるよう、地域での支援・生活環境・施設の充実に努めます。

（３）ともに育ち学ぶために（療育・教育）

障害の早期発見・早期療育により、子どものもつ可能性を最大限に伸ばすことができるよう、施設の整備や専門家による相談体制の充実に努めます。また、発達の段階に応じた適切な指導・支援を可能とするため、関係機関での連携・教育環境の整備を進めます。

（４）自立して暮らすために（雇用・就業）

障害の特性やニーズに応じた適切な就労支援を行うとともに、障害のある人の雇用・就労の機会の拡充を図ります。また、就労後の継続的な支援や、企業・地域における障害者の就労に対する理解促進、就労環境の向上を図ります。

（５）安心して暮らすために（権利擁護・差別解消）

障害者が日常生活において権利を侵害されることなく、安心して暮らすことができるよう、成年後見制度等の周知を図ります。また、行政サービスの利用等において、障害者への配慮に努め、社会参加のための環境を整備します。

関係機関と連携し、障害者への虐待の未然防止、早期発見を図るとともに、介助者・家族に対する支援を行います。

（６）住みよいまちづくりのために（生活環境）

歩道や公共施設等において、バリアフリー化を進めるとともに、誰もが自由に使いやすい環境としてユニバーサルデザイン*を推進し、障害者のみでなく、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

公共交通機関の利便性の向上とともに、交通事業者と連携して移動支援を行うことで、障害のある人が自由に外出できる環境づくりに努めます。

障害者の災害時における安否確認、避難方法、情報伝達を検討するとともに、地域住民と協力できるよう、呼びかけ・広報を行い、地域が一体となった防災対策を推進します。



3 施策体系

基本理念		基本目標	基本施策	施策の展開(方向)
互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町	障害のある人もない人も、	1 障害への理解促進と共生のために (理解促進・交流・情報提供)	(1) 障害への理解促進	①障害者と町民の相互理解促進 ②障害者・関連団体の自発的活動への支援
			(2) 啓発広報の推進	①広報紙・情報誌・ホームページ等の充実
			(3) 情報提供の充実	①情報提供体制の充実 ②情報バリアフリー化の推進
			(4) 福祉教育等の推進	①小・中学校における福祉教育の充実 ②生涯学習活動*における福祉学習への取り組み ③世代間交流、地域間交流の充実
			(5) ボランティアの育成、活動の活性化	①ボランティアの養成 ②ボランティア団体の育成、活動支援 ③ボランティア情報の提供とネットワーク化
			(6) 意思疎通支援	①手話通訳者・要約筆記者*等の体制整備 ②点訳・朗読ボランティアの養成 ③手話の普及
			(7) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	①生活学習や文化活動の充実 ②障害者の参加できるスポーツ活動、レクリエーション活動の推進 ③障害児の運動機会の充実 ④指導者等の育成
		2 生き生きと暮らすために (保健・医療・福祉)	(1) 予防・治療体制の充実	①ライフステージに応じた支援体制の充実 ②難病患者への支援
			(2) 保健・医療サービスの充実	①医療費等の給付 ②きめ細やかな医療情報の提供 ③リハビリテーションの充実
			(3) 相談支援体制の充実	①身近な相談機能の充実・相談しやすい環境づくり ②関係機関との連携強化
			(4) 地域生活への移行の促進	①地域移行支援の実施 ②経済的支援施策の周知
			(5) 福祉サービスの充実	①障害福祉サービスの充実 ②サービスの計画的な提供・整備 ③地域生活支援事業*の充実 ④障害福祉拠点施設の充実
			(6) 精神保健・医療・福祉施策の総合的な取り組み	①相談支援の充実 ②精神疾患の早期発見・早期治療 ③社会復帰支援の充実 ④認知症対策の充実
		3 とともに育ち学ぶために (療育・教育)	(1) 就学・相談支援体制の充実	①相談・指導体制の充実 ②早期療育・教育支援体制の充実 ③就学、進路相談の充実
			(2) 教育環境の整備	①教育の充実 ②カウンセリング機能の充実 ③学校ぐるみの推進体制の確立と関係機関の連携強化 ④教職員の指導力向上
			(3) 早期発見・早期療育の推進	①障害の早期発見・早期支援 ②障害者関連団体の活動支援 ③放課後等の支援の充実
		4 自立して暮らすために (雇用・就業)	(1) 雇用・就業の促進	①啓発広報の充実・理解促進 ②雇用・就業機会の拡大と工賃水準の引き上げ ③職業訓練の情報提供の充実 ④障害者雇用の実施
			(2) 就労支援体制の充実	①就労定着の推進 ②ジョブコーチ制度の推進
		5 安心して暮らすために (権利擁護・差別解消)	(1) 障害者差別の解消・虐待の防止	①差別解消・虐待防止のための安全確認 ②担当職員の対応力向上
			(2) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
			(3) 行政サービス等における配慮	①障害者理解のための職員研修の実施 ②投票方法の充実
		6 住みよいまちづくりのために (生活環境)	(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	①建築物、道路、公園等のバリアフリー化 ②住宅のバリアフリー化 ③ユニバーサル社会づくりの推進
			(2) 安全な移動・交通対策	①主要交通施設周辺のバリアフリー化 ②各種交通機関の利用支援 ③障害者用駐車場の充実 ④交通マナー啓発・交通安全対策
			(3) 防災・防犯などの安全対策の推進	①災害時における避難体制の充実 ②防災・防犯に関する啓発・意識向上 ③災害時要援護者の把握

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 障害への理解促進と共生のために（理解促進・交流・情報提供）

（1）障害への理解促進

【現状・課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現が求められています。

しかし、地域社会における障害に対する理解は未だ十分ではなく、当町においても、アンケートでは、障害のある人が日常生活で感じることで、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」が16.9%となっています。

今後、障害者の実情について町民がより深い理解を得るために、様々な場面での情報発信や交流の場の提供を行うとともに、地域における福祉活動を担う障害者関連団体等との連携を図ります。また、障害のある人とその家族等が地域へ参画することが地域住民の理解促進にとって重要であり、今後の地域活動や障害者関連団体への参加のための橋渡しとして支援を進めます。

【施策の方向】

①障害者と町民の相互理解促進

「障害者週間*推進事業（スマイル21）」を今後も継続的に実施するとともに、事業内容の検討や町民への周知を行い、より多くの地域住民が参加できるように努めます。

町が主催、関与する様々なイベント等の場を通じて、障害者関連団体の活動の実施を支援・促進し、障害のある人と地域住民の交流の場を拡充するとともに、相互理解のための機会を提供します。

②障害者・関連団体の自発的活動への支援

障害者関連団体やボランティア団体への情報・活動の場の提供等、活動を支援するとともに、障害のある人やその家族が自発的に行う活動を支援します。

【実施事業】

事業名	事業内容
障害者週間推進事業 （スマイル21）	障害者週間の普及及び町民と障害者のふれあう場として、町内の障害者団体が中心となって実施
つばき祭での団体活動 支援	「ふるさと祭り」と「花と文化と産業まつり」が1つになった「つばき祭」を毎年10月下旬の土日に実施し、障害者団体による発表・バザーなどの実施支援により、障害者との交流の場を拡充

（２）啓発広報の推進

【現状・課題】

障害のある人が、住みよい地域社会を実現するためには、地域の人々が障害やその特性について正しい知識を得ることが重要です。

当町では、「広報ふちゅう」、情報誌での情報発信、障害者と町民との交流の場の提供により、障害者や障害についての啓発・広報を実施してきました。

しかし、障害の特性が多様であり、町による行政主体の啓発・広報活動のみでは地域社会における障害に対する理解が十分ではありません。

障害者施策を地域社会全体で推進していくため、障害者関連団体やボランティア団体との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

【施策の方向】

①広報紙・情報誌・ホームページ等の充実

「広報ふちゅう」や町のホームページで、情報提供を行うとともに、社会福祉協議会*や障害者関連団体、ボランティア団体との連携のもと、情報誌等を発行します。また、その内容は具体的でわかりやすくするとともに、障害のある人の実情や団体の活動内容等、多様な情報を発信できるよう検討を進めます。

（３）情報提供の充実

【現状・課題】

障害のある人が、充実した日常生活を過ごすためには、必要なサービス、適切な支援を得ることができる環境づくりを進めることが重要です。

アンケートによると、障害福祉サービスに今後希望することとして、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の回答率がおよそ５割と高く、当町における情報提供は十分とは言いきれません。また、同アンケートでは、充実を希望する情報として、「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」や「福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する情報」が挙げられています。

今後は、情報提供体制を充実するとともに、町内会の回覧やチラシ配布等、多様な媒体での情報発信を行うことにより、多様な情報ニーズ、障害の特性に応じる必要があります。

【施策の方向】

①情報提供体制の充実

町のホームページ、情報誌において、障害福祉サービス等、障害のある人に関する様々な情報を随時発信し、多様な情報を必要な時に手に入れられる環境整備を図るとともに、障害の特性に応じた情報発信方法を検討します。

町のホームページでは、文字の拡大表示や音声読み上げ機能等、障害の特性に応じた機能を付け加えることを検討します。また、サービスの利便性向上を目的に、障害福祉サービス申請の電子化を検討します。

②情報バリアフリー化の推進

パソコン操作の研修会等の開催や情報提供を推進し、障害者のパソコン利用を促進するよう努めます。

重度の視覚障害者及び上肢不自由者へのパソコン周辺機器の給付を実施するとともに、身体障害者手帳交付時及び「広報ふちゅう」において、日常生活用具の情報提供を行い、障害のある人のIT活用を支援します。

【実施事業】

事業名	事業内容
あきふちゅうの福祉	福祉の手引きとして、障害者に関する制度を掲載した冊子「あきふちゅうの福祉」を作成し、希望者に配布
日常生活用具給付事業*	重度の視覚障害者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等を日常生活用具として給付

（４）福祉教育等の推進

【現状・課題】

障害の有無にかかわらず全ての子どもが社会性・人間性豊かに育ち、相互理解を深めるための福祉教育を総合的に推進するため、教育と福祉が連携する必要があります。

当町では、教育機関と障害のある人との交流機会や、体験学習を提供し、相互理解や障害に関する正しい知識を得る機会の拡充に努めてきました。

現在、障害者関連団体において若い世代の活動参加者や構成員が減少しており、活動の存続が困難となっています。

福祉教育を通じて、子どもたちが人権の大切さや障害のある人への理解を深めるとともに、家庭・地域等の身近な場で人権や福祉について学ぶ機会が必要です。

【施策の方向】

①小・中学校における福祉教育の充実

教育機関において、障害者や高齢者に対する認識・理解を深めるための福祉教育や人権教育の充実を図るとともに、児童・生徒が障害者との交流機会や体験学習を通して、障害者への理解を深める機会の拡充を図ります。

②生涯学習活動における福祉学習への取り組み

公民館などにおいて実施される各種事業やサークル活動の機会を通して、障害や障害者に対する理解を深めるため、交流会を充実させるとともに、学習プログラムづくりを支援します。

③世代間交流、地域間交流の充実

学校・民生委員児童委員*・社会福祉協議会等が連携し、地域活動やイベント等における障害者との交流を促進し、すべての町民の福祉への意識向上を図ります。

（５）ボランティアの育成、活動の活性化

【現状・課題】

障害のある人一人ひとりが、地域活動に参加し、当町で生き生きと暮らすためには、地域の理解はもちろん、地域との橋渡しを支援してくれる人の存在が重要です。

また、障害のある人の特性や、個々の実情が多様化している現在では、行政単独の画一的な支援のみではなく、ボランティア団体や障害者関連団体による個別的な支援が重要視されています。

一方で、団体の構成員の高齢化や、若い世代の参加率が低いこと、次代の担い手が不足している等、団体の活動を継続するに当たっての困難が多々生じています。

活動の活性化や運営を側面的に支援するとともに、各団体や社会福祉協議会、NPO 等の連携による情報共有やネットワークの形成等、より効果的な活動ができる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

①ボランティアの養成

ボランティア団体の活動内容等の情報提供を充実させ、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めます。

ボランティア活動に参加した又は興味がある人に対する、ボランティアとしての知識や技能等の習得のための、各種ボランティア養成講座等の充実を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関等との連携を図ることにより、講座の種類や内容の拡充に努めます。

②ボランティア団体の育成、活動支援

社会福祉協議会や障害者団体、府中町ボランティア協議会等と連携して、ボランティア情報の収集や提供、団体間の連絡調整を行うとともに、障害者のニーズに対応できるよう、ボランティア団体の育成や活動の充実のための研修や活動支援に努めます。

③ボランティア情報の提供とネットワーク化

町内で活動しているボランティア団体等の活動に関する情報提供の充実を図るとともに、民生委員児童委員、公民館、学校等との連携強化によるボランティア活動ネットワーク化を検討します。



（６）意思疎通支援

【現状・課題】

障害のある人の社会参加にあたり、意思疎通を図ることに支障のある場合、コミュニケーションが壁となることが多く、意思疎通支援が求められています。

障害のある人個々の実情や、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション保障・支援方法を検討する必要があります。

また、障害のある人がより多くの人と接し、その社会参加を促すために、手話等の意思疎通支援に携わる人材の育成やその活動の啓発を地域住民に向けて行うことが望まれます。

【施策の方向】

①手話通訳者・要約筆記者等の体制整備

役場相談窓口の手話通訳者の設置時間を拡大し、手話通訳者の派遣を引き続き実施するとともに、手話通訳者・要約筆記者の資格取得のための助成を検討します。平成 24 年度から実施している要約筆記者の派遣については、利用を促進するために、「広報ふちゅう」で継続的に周知を図ります。

意思疎通を図ることに支障がある障害者等と地域との交流を促進するため、社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員*養成講座及び要約筆記奉仕員*養成講座を継続して実施します。

②点訳・朗読ボランティアの養成

社会福祉協議会へ委託し、点訳、朗読ボランティア養成のための、点訳・朗読奉仕員養成講座を実施するとともに、障害者のニーズに十分対応ができるように体制強化を図ります。

③手話の普及

学校や公民館等における体験学習会や、定期活動グループの活動を通じて、身近で手話にふれる機会を充実させることにより、手話の普及に努めます。また、社会福祉協議会等、他の関係機関と連携し、手話を学ぶための講座開設等による手話普及を図ります。



（７）文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状・課題】

障害のある人が、スポーツを通じて、体力の維持・向上を図るとともに、芸術・文化活動等により生活の質を向上させる機会の充実が求められています。

当町では、各種活動を充実させるとともに、障害者の活動参加に向けて、活動の情報発信を行うとともに、手話通訳者を配置する等、参加しやすい環境づくりに努めてきました。

今後、より多くの障害のある人が、地域住民との交流や社会参加の機会を得るために、活動のPRや活動環境の整備を他機関と連携して実施します。

【施策の方向】

①生活学習や文化活動の充実

町が主体となって実施する各種生涯学習活動や文化活動において、障害者の参加しやすい内容、環境を整備するとともに、活動の積極的な情報発信、受け入れ対応を行います。

また、公民館等で実施される各種活動については、多くの人の公民館活用と事業参加を促すための広報活動を行い、障害者が参加できるよう関係機関等と連携した取り組みを実施します。

②障害者の参加できるスポーツ活動、レクリエーション活動の推進

町内で実施されているスポーツ・レクリエーション活動において、障害の有無にかかわらず、誰もが参加しやすい機会の確保及び体制づくりに努めます。

③障害児の運動機会の充実

障害児の外出・運動促進のために、定期的に体を動かすための機会として、障害児を対象としたスポーツスクールプログラムの実施を検討します。

④指導者等の育成

障害者が安心してスポーツ活動を行うため、指導者等の育成・そのための研修への参加を促進します。



2 生き生きと暮らすために（保健・医療・福祉）

（１）予防・治療体制の充実

【現状・課題】

疾病や障害を早期に発見するとともに、重症化を防止するためには、医療体制の充実と健康診査の実施が重要です。

当町においては、各種健康診査を行い、乳幼児期より障害の早期発見・早期対応に努めてきました。また、成人後の障害の原因に、事故等の外傷のほかに、生活習慣病*によるものが増えてきたことから、特定健康診査*や特定保健指導*等を実施しています。

今後は、疾病や障害の予防・早期発見に向けた健康診査や健康診査後の指導の充実を図るとともに、健康診査欠席者のフォロー体制の充実、研修等による健康診査従事者の専門性向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

①ライフステージに応じた支援体制の充実

成長の各段階において、必要な健康診査、適切な支援・指導を行い、疾病や障害の早期発見・早期対応に努めます。

ア 妊婦・乳幼児

妊婦・乳幼児期の健康診査をより充実させ疾病や障害の早期発見・治療につなげるため、サービス体制の強化や町民への情報提供の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。

子どもや保護者を取り巻く環境の変化に応じたきめ細やかな相談・指導体制の充実に努めます。

イ 小学生～中学生

健康診断等の機会を捉え、疾病の早期発見、健康状態の把握と適切な治療、訓練、リハビリテーション等の指導に引き続き取り組みます。

関係機関と連携を取り、児童生徒や保護者の精神的なケア、発達障害などに対する相談・指導体制の充実に努めます。

ウ 成人・高齢者

定期的な健康診断、相談等が十分に利用されるよう、情報提供や事業のPRに努めます。

健康診断等の利用促進に努め、生活習慣病の予防や早期発見、相談・指導体制の充実に努めます。

町民の健康づくりの関心を高めるとともに、生活習慣病の改善や加齢による障害の予防のため、健康づくり事業の推進に努めます。

②難病患者への支援

県や医療機関等と連携を図り、専門医等による訪問診療や相談を推進し、難病患者の在宅療養支援を推進します。

【実施事業】

事業名	事業内容
妊婦・乳児健康診査	妊婦や乳児に対して、健康の保持増進及び早期治療（療育）を図るための健康診査
1歳6か月・3歳児健康診査	内科・歯科診察、検尿、身体計測、保健・栄養・歯科・保育相談等の健康診査
特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の被保険者を対象とするメタボリックシンドローム*に着目した生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導
公開医療講座	担当医による健康等について考える講座
妊婦歯科健康診査	妊婦や生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図るための歯科健康診査
節目歯科健康診査	節目年齢（40、50、60、70歳）の住民を対象とした成人の口腔衛生の向上を図るための歯科健康診査
障害者歯科健康診査	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者を対象とした口腔衛生の向上を図るための歯科健康診査

【目標値】

内容	実績値		目標値	
特定健康診査受診率 （第二期特定健康診査等実施計画）	平成26年度	28.6%	平成29年度	45%
特定保健指導実施率 （第二期特定健康診査等実施計画）	平成26年度	10.9%	平成29年度	60%

（２）保健・医療サービスの充実

【現状・課題】

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、適切な医療や、健康づくりの支援が受けられる環境づくりが重要です。また、当町においては、障害者とその家族の高齢化が進んでいることから、介護に関する支援との連携が必要です。

また、障害の特性や、福祉サービスへのニーズが多様化する中で、一人ひとりの心身の状況や将来的な意向に応じた支援、ライフステージに応じた切れ目ない支援が求められています。

【施策の方向】

①医療費等の給付

自立支援医療*や重度心身障害者医療費助成*等の制度について、手帳交付時等の機会を活用し、障害者やその家族への周知を引き続き行っていきます。

また、自立支援医療（精神通院）受給者の、適切な受診と社会復帰・社会参加を促進するために、現在行っている精神・結核医療付加金*に加えて、国民健康保険以外の健康保険被保険者に対して、自己負担額の1／2の助成を実施します。

②きめ細やかな医療情報の提供

障害の特性や程度に応じて一人ひとりに必要なきめ細かい医療を提供するために、医療機関等との連携を強化し、対応の充実に努めます。

平成26年度より、手帳所持者を対象に障害者歯科健康診査を実施しているところですが、症状の重症化防止や口腔ケアの啓発のために、より一層診査の周知を行います。

③リハビリテーションの充実

地域におけるデイサービスや機能訓練などのリハビリテーションの充実に向けた体制づくりに努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容
養育医療	医療を必要とする未熟児に対して指定医療機関が行う養育に必要な医療の給付
自立支援医療給付事業	育成医療、更生医療、精神通院医療費の支給
精神・結核医療付加金	国民健康保険被保険者である自立支援医療（精神通院）受給者を対象に、精神通院医療費の自己負担額の1／2を助成
重度心身障害者医療費給付事業	重度心身障害者を対象に、医療機関で受診する際の健康保険の自己負担額を全額支給

（３）相談支援体制の充実

【現状・課題】

障害のある人が、地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活上で生じる悩みや問題を、身近な場所で相談することができる体制整備や、必要なサービスの利用及び新たな制度を理解するための支援が不可欠です。また、障害の特性や状態に応じて、専門的な支援を必要とするとともに、個別の困難ケースへの支援や協議が求められます。

アンケートによると、悩みや困ったことの相談先として、ほとんどの障害者が家族・親戚をあげており、専門性が高い医師・看護師等をあげることが少ない状態です。

関係機関と連携し、相談支援体制を強化するとともに、町内の相談窓口の周知・啓発を行い、障害のある人が困難を抱いた時に、適切な相談先を選択できるよう環境を整備します。

【施策の方向】

①身近な相談機能の充実・相談しやすい環境づくり

身体障害者相談員*、知的障害者相談員*、相談支援専門員*、民生委員児童委員等の活動への支援に努めるとともに、必要な時に身近な地域で、気軽に相談が行えるように制度の周知を図ります。

総合的・専門的な相談に対応できるよう、相談支援事業者研修への参加等により対応者の専門性を高めます。また、相談体制の強化を目的として、来訪者を適切な窓口へ案内するため、有資格者の福祉課設置を検討します。

②関係機関との連携強化

町内外にかかわらず、関係機関と連携を強化し、各機関での相談・指導を円滑に受けられることができるように、情報提供体制の充実を継続して行います。

また、障害者地域自立支援協議会において、関係機関と連携し、地域の課題把握の円滑化を図ります。

（４）地域生活への移行の促進

【現状・課題】

障害の有無に関わらず、生活する場所や同居する人についての選択の機会を確保し、希望する人が身近な地域で生活できる環境づくりが必要です。

当町においても、障害者やその家族が地域で生活することが、施設の整備の問題から困難であるといった事例も少なくありません。

障害のある人の地域移行を推進するためにも、一人ひとりの生活の場のニーズに応じた生活環境の整備を図ります。

【施策の方向】

①地域移行支援の実施

施設に入所及び病院に入院している障害者の地域移行希望に対して、住居の確保やその他の必要な支援を行います。

②経済的支援施策の周知

現在実施している支援施策の普及、適切な活用を推進するために、広報等を通じて制度のPR、情報提供を行います。

また、対象者と直接関わる関係機関と連携するとともに、研修等の場を設けより広く制度の周知・理解の促進を図ります。

（５）福祉サービスの充実

【現状・課題】

障害者の福祉サービスは、平成 15 年に「措置制度」から「支援費制度」に移行し、障害者がサービスの選択と自己決定ができるようになりました。当町においては、誰もが地域で自立し、安心して暮らし続けられるよう、障害の状況等に応じた障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

アンケートによると、障害福祉サービスの種類や利用しやすさについて、「満足」もしくは「まあまあ満足」と回答している人の割合は、およそ３割となっています。

今後、より一層のサービス提供体制の充実を図るとともに、利用者のニーズに応え、サービスの質的向上を目指します。

【施策の方向】

①障害福祉サービスの充実

ア 訪問系サービスの充実

在宅生活を支援するために、居宅介護や重度訪問介護等により、障害のある人の居宅での生活を支援します。

イ 日中活動系サービスの充実

地域生活や就労を支援し、障害のある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護等の支援を行います。

ウ 居住系サービスの充実

利用者の状況にあわせて施設入所支援が行われるように、入所施設と連携強化し、短期入所等のサービスの充実を図るとともに、グループホームの整備を検討します。

②サービスの計画的な提供・整備

適正に障害福祉サービスの支給量を決定するために、対象者の状態把握に努めます。また、町内の事業所に限らず、広域の事業所と連携し、ニーズにあったサービスを提供できるよう体制を充実します。

③地域生活支援事業の充実

障害者が安心して暮らすために、障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業を実施し、障害者やその家族の社会生活を支援します。

これまで、移動支援事業*、日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業*等を継続して実施し、平成 23 年度より重度身体障害者訪問入浴サービス事業*、平成 25 年度には軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を開始しました。これらに加えて、障害者総合支援法に基づき、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業を実施し、障害に関する理解促進や障害者の社会参加を支援します。

ア 重度障害者の外出支援*の充実

重度障害者の外出支援の充実を図るために、平成 28 年度から福祉タクシー乗車券の利用方法を変更し、1 回の乗車につき複数枚のタクシー券が利用できるようにします。1 回の利用枚数制限をなくし、タクシー券を利用しやすくすることにより、重度障害者の地域における自立生活及び社会参加を促進します。

イ 障害者施設通所支援の充実

障害者施設への通所にかかる交通費を助成し、障害者の経済的負担を軽減することにより、障害者の社会復帰・社会参加をより一層促進します。

④障害福祉拠点施設の充実

平成 23 年 4 月に町の障害福祉の拠点施設として、「社会福祉法人福祉の郷なないろ作業所」を開所しました。障害者団体や関係機関等との協力のもと、より効果的な障害者支援のために、その運営・活動を支援します。

（６）精神保健・医療・福祉施策の総合的な取り組み

【現状・課題】

近年、こころの健康を保つことができず、心身に不調をきたす人や、社会生活への適応に困難を感じる人が増加しています。

増加する精神疾患の患者が、早期に適切な治療に結びつくためには、治療による症状の安定等が可能であるという認識や理解を広めることが重要です。

また、施策の転換に対応し、精神障害者が地域生活に移行するための体制整備を進める必要があります。

【施策の方向】

①相談支援の充実

不安や悩みを抱える障害者や家族、介助者が気軽に相談できる日常的な相談体制を今後も継続して整備します。また、必要に応じて関係機関に繋げます。

②精神疾患の早期発見・早期治療

精神疾患が誰でもなる可能性がある疾患であること等、疾病についての正しい知識の普及や理解促進のための啓発活動を実施します。

県や医療機関、関係機関との連携を強化し、治療体制の充実を図ります。

③社会復帰支援の充実

ソーシャルクラブ*を定期的開催し、交流やグループ活動等を通じて社会復帰を促すとともに、より多くの人々が活用できるように、ソーシャルクラブのあり方について検討を進めます。

社会復帰に必要な居住の場や就労確保のために、関係機関と連携して、福祉サービスの充実に努めます。

④認知症対策の充実

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で心穏やかに暮らしていくために、認知症に対する知識の普及啓発、地域住民の理解を深めます。

予防対策や権利擁護の取り組みの推進及び介護等他制度との連携強化により、地域における総合的なサービス提供の体制づくりに努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容
精神保健福祉相談	精神障害者やその家族、住民の精神保健及び福祉に関する相談を受け、助言・指導を行うことにより、精神疾患の早期発見・治療の促進や社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加促進を図る
精神障害者社会復帰相談指導事業（ソーシャルクラブ）	回復途上にある精神障害者に対し、グループ活動等を実施することで、自立と社会参加の促進を図る 孤立しがちな精神障害者の仲間づくりを支援することを目的に、保健師等による社会復帰支援を実施
認知症高齢者対策	地域支援事業における介護予防事業として、普及啓発、認知症予防対策、権利擁護等に取り組むボランティア等によるインフォーマルサービス*の充実・支援を実施
精神保健福祉ボランティア養成・育成・支援	精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 精神保健福祉講演会の共催

【目標値】

内容	実績値		目標値	
精神保健福祉相談実施回数・利用者数	平成 26 年度	5 回／年 11 人	平成 35 年度	6 回／年 15 人
精神障害者社会復帰相談指導事業（ソーシャルクラブ）実施回数・利用者数	平成 26 年度	45 回／年 143 人（実 7 人）	平成 35 年度	47 回／年 235 人（実 10 人）

3 とともに育ち学ぶために（療育・教育）

（１）就学・相談支援体制の充実

【現状・課題】

平成 25 年に学校教育法が一部改正され、視覚障害者等について特別支援学校*への就学を原則とするという従来の就学先決定の仕組みを改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会がその障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

障害のある子どもに関しては、当人はもちろん、その家族が子育てや子どもの発達に関して不安を抱いており、安心して子どもの成長を見守ることができる環境づくりが求められています。

職業指導の充実を図るとともに、労働、福祉の関係機関が連携し、障害のある児童一人ひとりのニーズにあった進路を確保する必要があります。

【施策の方向】

①相談・指導体制の充実

教育相談員や町内外の専門機関等と連携し、障害児及び保護者の療育・教育に関する相談・指導を行います。

障害児の状況に応じて、県や保育所、学校、関係機関等と連携をとり、継続的な支援体制の充実を図ります。

②早期療育・教育支援体制の充実

健康診査や健康相談を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに、より身近な地域で早期発見、早期療育が可能となるように、幼児教室や特別支援教育を実施し、障害児やその家族に対して個々の状況に応じた細やかな支援を行う体制を整備します。

③就学、進路相談の充実

就学指導委員会において就学先について適正に判断するとともに、障害児の状況をきめ細かく把握し、保護者に対して十分な説明責任を果たしながら、計画的、継続的な進路指導を行います。

適切な就学先を判断できるよう、関係機関と連携して進路に関する情報を計画的に収集し、障害児、保護者への小・中学校、特別支援学校の情報提供を行い、進路指導の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容
親子療育相談	発達の遅れや障害もしくはその疑いのある乳幼児について、心理判定員*等による療育等の相談
教育相談	青少年教育相談員を4名配置し、学校・専門機関等で連携を図りながら療育・教育について相談・指導を実施
障害児保育	健常児と障害児の総合保育
幼児教室「あそびの広場」	1歳6か月児健康診査で把握した、要管理児等や育児に不安や迷いをもつ親などに対して、心理判定員等による遊びを取り入れた教室を実施
就学指導委員会の設置	医師・施設職員・学校長教職員等を委員とし、町内の障害児の適切な就学先について審議する

(2) 教育環境の整備**【現状・課題】**

障害の重複化、多様化が進んでいる現在、関係機関との連携、乳幼児期から学齢期への円滑な移行促進、障害の特性に配慮した教育の充実が求められています。

【施策の方向】**①教育の充実**

小・中学校において、障害児一人ひとりのニーズに応じた教育支援員の適正配置など教育環境の充実を図ります。

障害の多様化に対応できるように、児童生徒一人ひとりに対して個別の教育支援計画を踏まえ、具体的な指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ個別の指導計画を作成し、きめ細かな指導を行います。

②カウンセリング機能の充実

学校の特別支援教育コーディネーター*、教育委員会の青少年教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等、それぞれの分野において障害児や保護者の悩みに的確に対応できるよう資質の向上を図ります。

③学校ぐるみの推進体制の確立と関係機関の連携強化

障害児の教育相談を学校全体の問題として捉え、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員の共通理解のもと、研究推進組織や運営組織の充実に努めます。

各小中学校において、特別支援教育推進機関を設け、特別支援教育を組織的に推進するとともに、就学前から学校卒業後までの教育機関や、福祉、医療、労働等の関係機関の連携強化を図ります。

④教職員の指導力向上

障害の多様化に対応するために、専門的な研修会や講習会の開催、長期・短期研修への教職員の派遣など、教職員の指導力・専門性の向上を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容
教育支援員の配置	町内小中学校に、必要に応じて教育支援員を配置し、障害児の介助や特別支援学級*のサポートを実施
特別支援教育の充実	各学校に校内委員会を設置し、児童生徒の実態把握等を組織的に行う 特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会の推進役、関係機関や保護者との連絡調整を行う 長期的な視点に立って、児童個々の教育的支援の目標や内容等の教育支援計画を作成し、それを踏まえた具体的な指導計画を作成
学校生活・学習支援員の配置	町内小中学校に必要に応じて学校生活・学習支援員を配置し、普通学級に在籍する発達障害等がある児童・生徒のサポートを実施

(3) 早期発見・早期療育の推進

【現状・課題】

平成24年に「児童福祉法*」の改正により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制づくりが進められています。障害児が住み慣れた地域で健やかに成長し、社会的自立をしていくためには、可能な限り早期に必要な療育を行うことにより、障害を軽減し、生活能力を向上させることが重要です。

当町では、児童福祉法に基づくサービス利用者が増加傾向にあり、より多くの方が身近な地域で支援を受けることができる療育体制づくりが求められています。

【施策の方向】

①障害の早期発見・早期支援

各種健康診査等を通じて、発育発達のスクリーニングを行い、障害の早期発見・早期支援に努めます。また、家庭訪問等、障害児やその家族への個別支援の充実を図り、適切な医療・療育（児童発達支援等）に繋がります。

②障害者関連団体の活動支援

障害児を持つ保護者の知識や技術を共有し、地域住民の支え合い意識や理解向上を目指すとともに、障害者関連団体の活動支援や交流の場の提供を行い、障害児やその家族が住みやすい環境づくりを進めます。

③放課後等の支援の充実

障害児の生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を図るとともに、家庭の負担を軽減するため、放課後等デイサービスを実施し、放課後や長期休暇中の支援の充実を図ります。

4 自立して暮らすために（雇用・就業）

（１）雇用・就業の促進

【現状・課題】

障害者雇用促進法の改正により、中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働に対応した雇用率制度の見直しが行われるなど、障害者雇用に対する企業の責務が明確化され、障害者雇用への理解が進んでいます。

当町においては、仕事で困ることや不満に思うこととして、「収入が少ない」といった意見がおよそ４割となっています。

障害のある人の就労を支援するとともに、経済的な面での困難が多くの人に見られることから、就労移行支援事業所*、就労継続支援事業所*利用者の工賃向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

①啓発広報の充実・理解促進

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、雇用主等に対する助成制度の周知と障害者の就労に関する理解促進に努めます。

②雇用・就業機会の拡大と工賃水準の引き上げ

ハローワーク等と連携し、労働、保健福祉、教育等のネットワークを構築し、障害者の雇用・就労機会の拡充を図ります。

また、賃金や福祉的就労における工賃水準の引き上げのために「障害者優先調達推進法」及び「府中町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先して調達します。

③職業訓練の情報提供の充実

職業訓練校による職業訓練等の情報を定期的に発信し、就労に必要な知識及び能力向上を促進します。

④障害者雇用の実施

地域での精神障害者及び知的障害者の雇用を促進するため、当町では平成 29 年度から精神又は知的に障害がある人の雇用を実施します。



（２）就労支援体制の充実

【現状・課題】

障害のある人が、地域で生活を続けていくためには、障害の特性に応じた就労の場が身近にあること、継続して就労できる支援体制が整っていることが重要です。また、障害の特性が多様化していることから、障害のある人一人ひとりの状態に応じた就労支援が求められています。

アンケートによると、障害者の就労支援に必要なこととして、「職場の障害者理解」が高くなっており、福祉的就労だけでなく一般就労における障害者の就労に関する理解促進とともに、就労後に職場へ適応するための継続的な支援体制が必要です。

【施策の方向】

①就労定着の推進

障害のある人が長期にわたり就労することができるよう、関係機関と連携を図りながら、障害者や企業からの相談体制の整備等、定着支援に努めます。

②ジョブコーチ制度の推進

障害のある人と企業の間立ち、障害のある人が円滑に就労できるよう、職場の内外の支援環境を整える等の支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。



5 安心して暮らすために（権利擁護・差別解消）

（１）障害者差別の解消・虐待の防止

【現状・課題】

平成 24 年 10 月に障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進や、障害者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待防止法」が施行されました。

障害のある人が地域で安心して日常生活を営むためには、「障害者差別解消法」を踏まえ、差別の解消のための取り組みを進めることが重要です。また、「障害者虐待防止法」では、市町村に障害者虐待対応の窓口等としての機能を求めている、虐待に対して早期発見・対応の体制が必要です。

当町において、虐待を受けた経験がある人は少なくなく、アンケートによると、虐待を受けたと感じたことがある人はおよそ 1 割となっており、その際に誰にも相談ができなかった人はおよそ 3 割となっています。

様々なケースが想定される虐待について、早期発見や適切な対応を行うために、相談体制を整備するとともに、関係機関との連携により情報共有・支援体制の整備を図ります。

【施策の方向】

①差別解消・虐待防止のための安全確認

障害者に虐待が行われているおそれがある場合、安全確認のために必要な調査等を行うとともに、虐待を受けた人を発見した場合は安全の確保・生命を守ることを最優先に、関係機関と連携した対応を行います。

②担当職員の対応力向上

職員の研修を実施するとともに、関係機関との定期的な情報共有を推進し、職員の対応力向上を図ります。



（２）権利擁護の推進

【現状・課題】

養護者のいない障害のある単身世帯の人が自立した日常生活を送るためには、成年後見制度や権利擁護事業*による支援が重要です。

しかし、アンケートによると、成年後見制度は、名前も内容も知らない人が30.4%、名前を聞いたことがあるが、内容は知らない人が24.5%と十分に認知されていません。

判断能力が不十分な人についても、当事者の立場に立ち、権利や財産を守るための体制を整備するとともに、成年後見制度についての周知が必要です。

【施策の方向】

①成年後見制度の利用促進

障害者における成年後見制度の認知度や内容の理解を向上するために、制度の周知・啓発活動を実施します。

また、契約締結等、法律行為が困難な場合に、成年後見制度を円滑に利用できるように、成年後見制度利用支援事業を推進します。

（３）行政サービス等における配慮

【現状・課題】

障害者が行政サービス等を受ける上で、それぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができ、サービスを活用しやすい体制・環境づくりが必要です。

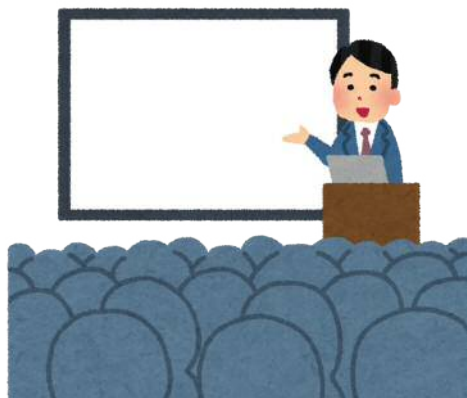
【施策の方向】

①障害者理解のための職員研修の実施

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、障害者理解に関する職員研修等を実施し、窓口等における配慮を徹底します。

②投票方法の充実

選挙に関する情報提供に努めるとともに、現在実施している代理投票や郵便投票、点字投票等の充実について検討します。



6 住みよいまちづくりのために（生活環境）

（１）ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

【現状・課題】

障害のある人が、地域で安心して生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のためには、生活環境の整備が不可欠です。また、住宅は生活の基盤であり、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備が必要です。

アンケートによると、「バリアフリー」の認知度は６割以上ですが、「ユニバーサルデザイン」の認知度は低く、およそ５割の人が言葉も意味も知らない状況です。

すべての住民にとって、暮らしやすいまちづくりを進めるために、ユニバーサルデザインの普及啓発を行うとともに、地域住民と行政が協力し合い住みよいまちづくりに取り組むことが求められています。

【施策の方向】

①建築物、道路、公園等のバリアフリー化

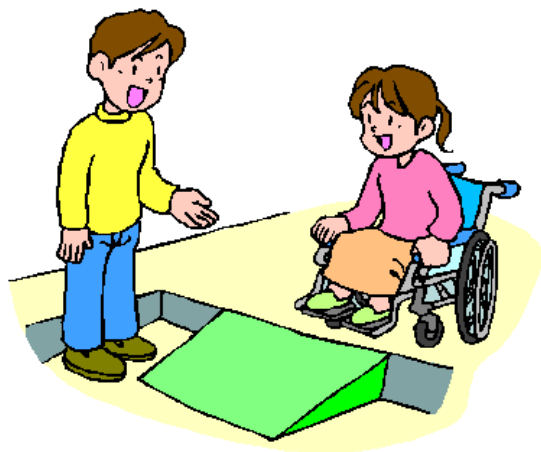
多くの市民が利用する公共の建築物や道路・公園等の施設をバリアフリー化するとともに、民間建築物のバリアフリー化について指導、要請を行い、誰もが利用しやすい環境整備を促進します。

②住宅のバリアフリー化

障害のある人や高齢者が安心安全に暮らすことができるように、福祉部門と連携を図り、既存建物及び建て替えに合わせたバリアフリー化を推進するとともに、民間の住宅提供主体に対してバリアフリー化の指導・要請を行います。

③ユニバーサル社会づくりの推進

市民、地域団体、NPO、行政等、地域社会を構成する様々な立場の人々の参画と協働により、ユニバーサル社会づくりを推進します。



（２）安全な移動・交通対策

【現状・課題】

障害のある人の活動範囲の拡大には、道路、交通等の環境整備が影響しており、当町においてもタクシー券の配布等、移動支援を充実させ、社会参加の促進を図っています。

アンケートによると、外出時に困ることは、身体障害者では段差があること、知的障害者ではコミュニケーションが困難との回答が多く、障害の特性によって様々です。

障害のある人の活動を妨げることがないように、障害の特性に応じた支援や、公共交通機関の利用における安全・安心への配慮等、状況に応じた対策が必要です。

【施策の方向】

①主要交通施設周辺のバリアフリー化

これまでに、広島市東部地区連続立体交差事業に基づき、向洋駅仮設北口改札を平成 23 年 3 月に開設する等、交通施設の利便性向上に努めてきました。今後も引き続き、バリアフリーに配慮した整備の実施に努めます。

②各種交通機関の利用支援

交通事業者に対して、障害者の利用に配慮した案内等の整備や改善を引き続き働きかけます。

③障害者用駐車場の充実

公共施設において、障害者や交通弱者に配慮した駐車場整備に努めます。また、民間事業者等に対しても障害者用駐車場を整備するよう働きかけを行います。

④交通マナー啓発・交通安全対策

安全な歩行空間を確保するために、自動車運転者・自転車利用者とともに歩行者自身に対しても、障害者に配慮した交通マナーを心がけるように啓発・広報活動を行います。

また、歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備や、放置自転車等の撤去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。

【目標値】

内容	実績値		目標値	
向洋駅周辺土地地区画整理事業の画地整備率	平成 26 年度	48.0%	平成 35 年度	100.0%



（３）防災・防犯などの安全対策の推進

【現状・課題】

近年、津波や土砂災害が発生し、災害時における要援護者の避難体制が重要視されています。本町においては、平成 25 年 4 月に「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、障害者等の避難体制の確保に努めてきました。

アンケートによると、障害のある人が災害時に一人で避難することが困難である割合がおおよそ 5 割となっています。また、災害時に近所の人に助けてもらえる割合も 3 割未満と低くなっています。

災害時における避難支援、安全確認、緊急時の情報伝達等の支援体制の整備とともに、地域で障害のある人を助け合うことができるよう意識啓発やネットワークづくりが必要です。

【施策の方向】

①災害時における避難体制の充実

町内会や自主防災会、災害ボランティア等の組織の育成に努めるとともに、避難誘導訓練や防災訓練を実施します。

また、福祉施設や医療施設への防災体制の充実・強化の呼びかけ、避難支援協力を町内の事業所へ働きかけることで、災害時における避難が困難な障害者等の円滑な避難支援体制を構築します。

②防災・防犯に関する啓発・意識向上

要援護者や家族、地域、住民、行政、警察などの連携のもと、防災・防犯に関する啓発・広報活動を推進し、町民の防災・防犯意識の向上を図ります。

また、地域における近隣住民相互の声かけやパトロールなどによる連携を促進し、防犯活動の充実を図ります。

③災害時要援護者の把握

「避難行動要支援者名簿」を作成するために、障害があり避難が必要な人や、一人で避難が困難な人に対して、登録を積極的に呼びかけるとともに、名簿作成後は避難支援等関係者に名簿を提供し、避難行動支援を実施します。



第5章 計画の推進と進捗管理

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制・進捗管理

役場内の各部門との連携により、事業の推進に取り組みます。また、市民はもちろん、医療機関、福祉施設、福祉団体等の関連団体、福祉サービス事業者等が行政と協働を図りながら、計画の進捗管理を行います。計画の評価については、「PDCA サイクル」の考えのもと、本計画で掲げる施策に関して取り組みの実施状況を把握します。その結果に応じて、取り組みの見直しを行うとともに、障害者やその家族、支援団体等の意見を踏まえた実情に基づく評価・管理を行います。

2 関係機関との連携

障害者が地域で自立した日常生活を営むためには、地域全体で障害者を支援する体制づくりが重要となります。当町における社会資源を把握するとともに、保健・医療・福祉等の関係者や、障害者支援団体等との連携体制を整備し、サービスの提供や施策の展開を図ります。

3 府中町障害者地域自立支援協議会との関係

府中町障害者地域自立支援協議会は、個別の困難事例等から抽出された地域の課題等について、サービス事業者、医療・教育・雇用等を含めた関係機関が情報を共有し、具体的な課題解決に向けて協議、検討を行う組織です。

本計画の進捗状況や内容について、府中町障害者地域自立支援協議会と協議しながら、事業の計画的な推進に取り組みます。

4 住民参加の推進

多様化する障害の特性や、それに伴う障害者のニーズに対して、行政のみによる画一的な支援やサービスでは、個々への対応が困難です。個別的な課題やニーズに対して、地縁団体や、ボランティア団体によるきめ細やかな対応や支援の重要性が高まっています。

障害のある人や、関連する事業、サービスについて、地域の人々に情報提供を行うとともに、ボランティア団体等との協力のもと、より効果的に福祉施策を推進します。

5 財政的な基盤の確立

障害者のニーズに対して、必要な施策の展開、事業の実施、障害者への支援や関連団体の活動支援等を可能とするよう、庁内の効率的な財政運営に努めるとともに、財政的な基盤の充実について、国・県等に働きかけます。

資料編

資料編

1 府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	団体等	備考
学識経験者	木村 浩彰	広島大学病院 リハビリテーション科教授	委員長
障害者団体	升原 洋子	府中町身体障害者福祉協会	
	米田 操	府中町心身障害児（者） 父母の会	
	清水 久美	府中町精神障害者家族会 「ふちゅう風の会」	
	杉田 久美子	府中町認知症の人と家族の会	
	中村 祐子	府中町手をつなぐ親の会	
福祉関係団体	米谷 恵子	社会福祉法人 福祉の郷	
	尾添 隆	社会福祉法人 広島厚生事業協会	
	米川 晃	社会福祉法人 柏学園	
	横山 朋子	特定非営利活動法人 WINDえのみや	
	大原 一祐	特定非営利活動法人 安芸ソーシャルサポートの会 (放課後等ディサービス きずなクラブ府中)	
福祉関係者	舛木 明子	社会福祉法人 府中町社会福祉協議会	
	山本 のりこ		
	川手 敏範	府中町民生委員児童委員 協議会連合会	
医療関係者	高上 眞一	府中町医師会	委員長 職務代理者
関係行政機関の職員	立石 佳之	府中町福祉保健部長	

2 府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、府中町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関する調査及び研究
- (2) 計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって構成し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 府中町職員
- (7) その他町長が特に必要と認める者

2 前項第6号の委員は、福祉保健部長をもって充てる。

3 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 計画の策定経緯

年月日	内 容	
平成 27 年 6 月 3 日	第 1 回府中町障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・「府中町障害者計画・障害福祉計画」の策定概要について ・アンケート調査票について ・策定スケジュールについて ・その他
平成 27 年 6 月 18 日 ～ 平成 27 年 7 月 6 日	アンケート調査	障害者の現状や課題を把握し、今後の障害者支援・施策へ反映させるため実施 調査方法：郵送配布郵送回収法
平成 27 年 7 月	事業所調査	【アンケート調査】 配布数：1,500 回収数：764 回収率：50.9% 【事業所調査】 配布数：15 回収数：15 回収率：100%
平成 27 年 7 月 27 日 平成 27 年 7 月 29 日	ヒアリング調査	町内で活動している障害者関連団体 (5 団体)
平成 27 年 9 月 30 日	第 2 回府中町障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・障害福祉に関するアンケート調査結果について ・ヒアリング・事務所調査結果について ・府中町第 3 次障害者計画骨子案について ・その他
平成 27 年 11 月 25 日	第 3 回府中町障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・府中町第 3 次障害者計画素案について ・第 4 期府中町障害福祉計画について ・その他
平成 27 年 12 月 28 日 ～ 平成 28 年 1 月 24 日	パブリックコメント	府中町第 3 次障害者計画がより良いものとなるよう、計画案に対する意見募集手続制度（パブリックコメント）を実施 周知方法：ホームページ、福祉課、役場 2 階ロビー、南交流センター 意見の提出方法：窓口、郵送等 意見数：1 件（提出 10 名）
平成 28 年 2 月 10 日	第 4 回府中町障害者計画・ 障害福祉計画策定委員会	・府中町第 3 次障害者計画について ・第 4 期府中町障害福祉計画について ・その他

4 用語解説

あ 行

意思疎通支援事業（P39）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

移動支援事業（P39）

障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業。

インフォーマルサービス（P41）

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みが可能である点が特徴といえる。

音声・言語等機能障害（P6）

身体障害の一つで、身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失又は著しい障害で永続するものを同法の対象となる身体障害としている。

か 行

外出支援（P40）

重度障害者で公共交通機関の利用が困難な人に対して行うサービス。

グループホーム（P1）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

計画相談支援（P15）

障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成した計画の検証、見直しを実施するもの。

権利擁護事業（P48）

障害により自分の権利行使ができない人の人権・権利を守るために、権利行使の支援を行う事業。

高次脳機能障害（P12）

交通事故や脳血管疾患など、さまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生じる、記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害。

在宅サービス（P10）

住み慣れた地域で生活しながら受けられる介護サービスのこと。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など。

支援費制度（P 1）

身体障害者及び知的障害者が、自らサービスを選択し、自らが選択した事業所との契約によりサービスを利用できる制度。

市町村障害者計画（P 2）

障害者基本法第 11 条第 3 項で、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と定められている。

視覚障害（P 6）

身体障害の一つで、身体障害者福祉法では、視力又は視野の障害で永続するものを同法の対象となる身体障害としている。

肢体不自由（P 6）

身体障害の一つで、身体障害者福祉法では、上肢、下肢、体幹及び運動機能の障害で永続するものを同法の対象となる身体障害としている。

児童福祉法（P44）

昭和 22 年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18 歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

社会福祉協議会（P30）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

重度訪問介護（P 1）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により常に介護を必要とする人の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動中の介護等を総合的に実施。

重度心身障害者医療費助成（P 37）

重度の障害者に対して、医療費の自己負担額を助成するもの。

重度身体障害者訪問入浴サービス事業（P 39）

身体に重度の障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業。

就労移行支援事業所（P 45）

一般就労を希望する障害者が、一定の期間（原則として2年間）、就労のための知識や能力を身につけるための訓練をする事業。職場実習や職場探し、就職後のフォローアップなどの支援も行う。

就労継続支援事業所（P 45）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。就労継続支援（A型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。就労継続支援（B型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

就労支援事業（P 15）

障害者総合支援法における就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援（A型、B型））を行う。

手話奉仕員（P 33）

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者。

生涯学習活動（P 27）

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方。生涯教育ともいう。

障害支援区分（P 1）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害児通所支援（P16）

障害のある児童が通所して受けるサービス。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の4種類がある。

障害者基本法（P1）

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者虐待防止法（P1）

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

障害者雇用促進法（P1）

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律。事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

障害者差別解消法（P1）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。

障害者週間（P29）

障害者基本法に定められた1週間（12月3日から12月9日まで）のことで、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により、それまでの「障害者の日」（12月9日）に替わるものとして設定された。

障害者自立支援法（P1）

障害のある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法（P 1）

障害者自立支援法が、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障害のある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者優先調達推進法（P 1）

平成 24 年 6 月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

障害福祉計画（P 1）

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

障害福祉サービス（P 2）

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス。障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスが利用できるようサービスを利用するための仕組みが一元化され、サービス体系が再編された。

ジョブコーチ（P11）

障害者が職場に適應することを容易にするため、障害者と共に職場に出向くなど、きめ細やかな支援を行う者。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいう。

自立支援医療（P37）

障害者医療に関する経済的支援制度。「更生医療」、「育成医療」「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様に、いずれも医療費の 1 割が自己負担となる（低所得者の軽減措置あり）。

身体障害者相談員（P38）

身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体に障害のある人で社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のなかから市町村が委嘱する。身体障害者相談員は、障害のある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

心理判定員（P43）

児童や障害者の自立のために心理学的な見地から援助を行う専門職。具体的には、児童や障害者の心理状況の把握やそのための検査の実施、レクリエーションやクラブ活動などを通じた集団療法、対話面接による行動観察といった個別療法の指導を行う。

生活習慣病（P35）

これまで成人病といわれてきたものを、健康増進と発病予防に一人ひとりが主体的に取り組むよう認識を改めるために呼び方を変えたもの。生活慣習が発症に深く関与しているものとして、喫煙と肺がんや肺気腫、動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん、食塩の過剰摂取と脳卒中、アルコールと肝硬変、肥満と糖尿病などが挙げられる。

精神・結核医療付加金（P37）

精神・結核医療付加金支給制度は、自立支援法による通院医療又は結核予防法の一般患者に対する医療を受けた国民健康保険被保険者が負担することとなる自己負担分（10％）の半額（5％）を支給する制度。

精神障害者（P1）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者。

成年後見制度（P19）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支えるための制度。平成11年12月の民法改正により、従来の禁治産・準禁治産者制度を後見・保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度が創設された。

相談支援専門員（P38）

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

ソーシャルクラブ（P41）

精神障害者社会復帰相談指導事業。在宅で生活している精神障害者の自立と社会参加を目指して、グループ活動等を通じて社会復帰支援を実施する活動。

措置制度（P1）

障害者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する制度。

地域移行支援（P 1）

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者に対して行う、住居の確保や地域生活に移行するための相談や必要な支援。

地域ケア会議（P19）

自立支援協議会の関係機関・団体等が協働して障害者の自立に向けたケアマネジメント支援や地域課題を解決するための施策を検討する会議。

地域生活支援事業（P27）

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、地域の特性や本人の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業。

地域定着支援（P15）

一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制の確保や緊急時の相談等を実施する事業。

知的障害者（P 7）

おおむね 18 歳までに知的機能の障害があらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。怪我や病気、加齢などが原因で 18 歳以降に知的機能が低下した場合は、知的障害には含まない。

知的障害者相談員（P38）

知的障害者福祉法により、知的障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障害のある人の保護者であって、社会的信望があり、知的障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のうちから市町村が委嘱する。知的障害者相談員は、知的障害のある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

聴覚・平衡機能障害（P 6）

身体障害の一つで、身体障害者福祉法では、障害が永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ 70dB 以上のもの、②1 耳の聴力レベルが 90dB 以上、他耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの、④平衡機能の著しい障害、を同法の対象となる身体障害としている。

特定健康診査（P35）

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診。

府中町国民健康保険では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から特定健康診査等実施計画を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の取り組みを実施している。

特定保健指導（P35）

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症の危険性が高い人を対象とし、保健師・栄養士等の専門職が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行う。

特別支援学級（P44）

障害等により教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、小・中学校等に設置される学級。

知的障害、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、情緒障害等の学級を置くことができる。

特別支援学校（P42）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

特別支援教育コーディネーター（P43）

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会、校内研修の企画、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

な 行

内部障害（P6）

身体障害者福祉法で規定する身体障害で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障害。

難病（P1）

原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病や経過が慢性にわたる疾病。

日常生活用具給付事業（P31）

障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立を支援する用具を給付する事業。

ノーマライゼーション（P 1）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は 行

発達障害（P12）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

パブリックコメント（P 4）

行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終的な意思決定を行うしくみ。

ボランティア（P14）

自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする者。

バリアフリー（P 1）

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

放課後等デイサービス（P17）

障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスのこと。

ま 行

マネジメント（P19）

計画を管理すること。

民生委員児童委員（P31）

地域住民の一員として、担当する区域で、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役。また、中には担当区域を持たず、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいる。

メタボリックシンドローム（P36）

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

ユニバーサルデザイン（P26）

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

要約筆記者（P27）

県が実施する要約筆記者養成講座を修了した者。

聴覚障害者等が、医療、教育、生活面や講演会などで筆記通訳が必要なときに、話の内容を要約し、その場で文字にして伝える者。

要約筆記奉仕員（P33）

市町村が実施する要約筆記奉仕員養成講座を修了した者。

聴覚障害者等が、医療、教育、生活面や講演会などで筆記通訳が必要なときに、話の内容を要約し、その場で文字にして伝える者。

ライフステージ（P25）

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事。

府中町第3次障害者計画

平成28年3月

発行：広島県府中町

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：(082)286-3161 FAX：(082)283-5775

URL：<http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp>

E-mail：fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp